

平成23年第10回(12月)川南町議会定例会会議録(3日目)

平成23年12月13日(月曜日)

本日の会議に付した事件

平成23年12月13日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 竹本修君
 - ・堆肥センター(山有)について
 - ・合併浄化槽の維持管理費用助成を試みては
- 2 児玉助寿君
 - ・スポーツ複合型施設取得について
 - ・川南町の水道事業について
 - ・財政運営について

日程第2 議案第75号 財産(土地)の取得について

日程第3 議案第62号 川南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を定めるについて

日程第4 議案第63号 川南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の全部改正について

日程第5 議案第64号 川南町臨時的任用職員の分限に関する条例を定めるについて

日程第6 議案第65号 「財政事情」の作製及び公表についての条例の一部改正について

日程第7 議案第66号 川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について

日程第8 議案第67号 川南町東地区運動公園条例の一部改正について

日程第9 議案第68号 川南町温泉簡易浴場の設置及び管理に関する条例の廃止について

日程第10 議案第69号 平成23年度 交付建設第2-A109-1号 松原・通山線松原下橋上部工事請負契約の変更契約の締結について

日程第11 議案第70号 平成23年度川南町一般会計補正予算(第5号)

日程第12 議案第71号 平成23年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第13 議案第72号 平成23年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第14 議案第73号 国営造成施設管理体制整備促進事業(操作体制整備型)の事務の委託に関する都農町及び高鍋町との協議について

日程第15 議案第74号 教育委員会委員の任命について

日程第16 選挙第1号 川南町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

出席議員(13名)

1番 中 津 克 司 君	2番 河 野 幸 夫 君
3番 濱 本 義 則 君	4番 川 上 昇 君
5番 林 光 政 君	6番 川 越 忠 明 君
7番 内 藤 逸 子 君	8番 児 玉 助 壽 君
9番 米 山 知 子 君	10番 税 田 榮 君
11番 徳 弘 美 津 子 君	12番 竹 本 修 君
13番 山 下 壽 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 永友 尚登 君 書記 島岡 武 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日 高 昭 彦 君	副町長	山 村 晴 雄 君
教育長	佐藤 賢一郎 君	会計管理者・ 会計課長	篠 原 浩 君
総務課長	吉田 一二六 君	総合政策課長	諸 橋 司 君
農林水産課長	押 川 義 光 君	農村整備課長	横 尾 剛 君
建設課長	村 井 俊 文 君	上下水道課長	新 倉 好 雄 君
農業委員会 事務局長	杉 尾 英 敏 君	教育総務課長	吉田 喜久吉 君
生涯学習課長	橋 本 正 夫 君	税務課長	永 友 好 典 君
町民課長	黒 木 秀 一 君	環境対策課長	三 角 博 志 君
健康福祉課長	佐 藤 弘 君	代表監査委員	三 角 巖 君

午前9時00分開会

○議長（山下 壽君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

申し上げます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにするようお願い申し上げます。
本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。しばらく休憩します。全員、議員控室へ移動願います。

午前9時01分休憩

.....

午前9時14分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

申し上げます。携帯電話は、電源を切るかマナーモードにするようお願いします。

念のため申し上げます。質問の順序は、通告の提出順といたします。

まず、竹本修君に発言を許します。

○議員（竹本 修君） おはようございます。先日、通告していました2点について質問をいたします。

まず、1点目は、堆肥センター山有についてお伺いをします。

住吉地区に設置された堆肥センター山有は、「家畜排泄物の適正化及び利用の促進に関する法律」の施行を迎える中で、町内で家畜の発する悪臭問題に関係者一同視察研修を重ね、平成14年12月に操業開始されたのであります。もちろん多くの議員の賛同により、議会も操業開始するに当たり同意し、さらに、畜ふん搬入に対し、地元への同意、利用組合の設立等の整備は、町指導のもとに行われたのであります。

そのことを考えると、町として和解案に提示された堆肥センターの跡地利用、利用組合の方向性が議会の特別委員会に示されたことに関し、責任ある指導をすべきだと思うのですが、そのことが現状では、私には見えません。

7月26日の臨時議会において損害賠償請求事件の和解案が可決されましたが、それまでに議会として特別委員会を設置し、12回ほど委員会を開催しております。その中で主に検討をされたのが、訴訟に対する金額の内容、そして、取得後の跡地利用計画の2点でありました。

検討された結果、特別委員会は和解案に同意し、町民に対し、説明責任を求めてきました。しかし、町の広報等を見る限り、和解案内容については、説明されておりますが、その後のことについては一言も説明されていないように思います。

特別委員会において説明された跡地利用について、堆肥センターとしての利用はできず、他の利用を検討されておられるようであるが、現在の状況は。

また、さらに、利用組合・社員の雇用に対し、その後の指導はどのようにされてきたのかお伺いをしたいと思います。

2点目については、合併浄化槽の維持管理費用助成を考えることはできないか、お伺いします。

財政的に無理だと言われればそれまでであります。現実の社会において、こうした問題もあることも承知していただきたいと思います。

皆さん御承知のとおり、合併浄化槽の設置については、国・県・町から助成があり、家庭排水環境に取り組まれ、ほとんどの家庭に設置されています。しかし、維持管理費になりますと、年間5人槽でも4万円近くかかり、ましては1人世帯でも同様に負担は変わりません。こうした状況にぜひとも対応をされるよう求めるものであります。

以上、2点についてお伺いをいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの竹本議員の質問に対してお答えいたします。

堆肥センターの件と合併浄化槽の件、2点について順次お答えさせていただきます。

まず、堆肥センターの件でございますが、御指摘のとおり、特別委員会において、まず、その堆肥センターを再活用するという、それを第一に御説明をさせていただきました。その後、堆肥センターを利用したい、そういう方々を対象に協議を2回ほど行ってきたところでございます。

結果といたしましては、そういう参加する企業、そういう経営体があるのであれば参加したいと、しかし、我々がお願いしておりました組合員での法人が、それと、処理量の確保、そういうことを踏まえまして、非常に組合員としては厳しいという御意見をいただいておりますので、現在においては堆肥センターの再構築は困難であると判断しております。

では、その後どうするのかということでございますが、その後のそれ以外の利用につきましては、主に3点ほど今来ております。1つは、野菜類の出荷場としての利用、もう1つは、地元の畜産農家からの飼料米、飼料用の稲、わら、そういう保管庫としての利用はできないか。

また、もう1点につきましては、少し変わりますが、以前経済連の系統であった企業からの産業廃棄物処理としての打診もありました。しかし、あくまでも産業廃棄物以外町外から持ち込まないという、そういうもともとの方針もありましたので、その点については検討という段階でございます。

今後も引き続き議員の御指摘のとおり、跡地利用をどうするのかと、町民にどう説明するのかと、大事な問題でありますので、その点を十分踏まえて、まだ結論を出しておりませんが、早急に取り組むたいと考えております。

堆肥センターを、では構築できないときの畜産農家をどうするのかと、もともと要望があったのではないかと御指摘でございます。現在のところにおきまして、すべての農家のほうから「自家処理で対応をする」という返事をいただいているところでございます。

平成23年、24年にかけて、そういう国庫補助事業等もありますので、そういう事業を利用しながら、適正な家畜のふん尿処理ができるべく、そして、長期的な畜産経営が行われるよう今後とも指導をしてまいりたいと考えております。

現在のところ、口蹄疫も踏まえまして、まだ半数ぐらいの再開、そして、中止をされた方が31%という状況であります。それも含めまして、町も一体となって推し進めていきたいと考えております。

また、雇用をされていた社員についてであります。現段階においては、その方々2名の方ですが、公的機関にゆだねるしかないと考えております。ただ、推移は見守っていきたいと思っているところでございます。

もう一つの合併浄化槽の件でございます。御指摘のとおり、県内におきましても3町村で助成をされております。美郷町、諸塚村、西米良でございますが、3町村いずれも助成をしてもなお川南より維持費が高いという条件で助成をされているものと考えておりますし、ほかの残りの23市町村におきましては、現在、市町村合併を機に、いろんな意味で、残念ながら廃止をしていると。

ただ、これに関しましては、設置するときに補助をさせていただいていると、主に2分の1程度になるかと思いますが、そういうことにおいて、心苦しいですが、以降の維持費に関しては御理解いただきたいと考えております。

あと、5人槽、7人槽、10人槽というのがありますが、1人世帯でそれをするのは余りにも大変なのではないかと、御指摘で十分理解させていただくのですが、一応人数割というのはどこも採用をしておりませんし、本当にいろんな意味で、トータルとして財政を考える場合においては、5人、7人、10人槽についての応分の料金の検討はさせていただけますが、使っている人数という形においては、現在に対応するのは厳しいと考えております。以上です。

○議員（竹本 修君） 町長の答弁をお聞きしたわけでございますが、通告に従いまして、1点ずつ詳細について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、最初につきましては、町行政として、広報をどのような形で町民に知らせるかということで、広報かわなみのこの9月7日号のナンバーの120号におきまして、堆肥センターのことがうたわれておるわけですが、その中におきまして、一つの考え方、先ほど指摘をしたわけなのですが、しかし、その中におきまして、この堆肥センターにおける訴訟の経過というものは随時述べておられるのですが、その中におきまして、訴訟に関することは川南町ホームページに掲載していますということで、私も確認をさせていただいたのですが、その中におきまして、確認する中におきまして、ホームページを町内の在住の方がどれほど、こういった形に関心がありまして、ごらんになったかということになりますと、ホームページ自体は、私は2割弱ではないかという気はしているわけですが、その中におきまして、またこのホームページに掲載してあります事につきましては、中におきましては、ほとんどこ

の広報と変わらないような状況、それから、その中身につきまして、いろんなことがうたっておりますが、これに、広報の中でお知らせいたしましたほかのことにつきましては、経過としては述べられておるわけですが、先ほど言いましたように、跡地のことについては一切触れられておりませんが、しかし、ここでちょっと私は疑問に思ったのが、最終ページの中で、「施設買取後の活用について」ということで、この中におきまして、「和解による堆肥センターの施設買取後は、町の基幹産業である農業発展、農家所得の向上につなげていくよう有効に活用していきます」ということで、9月の、先ほど言いました7日後に掲載してあるわけです。

私たちは、この議会につきまして、7月の26日に和解案に同意して、8月の11日にたしか契約をされたというふうに思います。

そういうことで、その中におきましての9月7日の掲載ということになりますと、先ほど町長の答弁の中におきまして「3点ほど協議しました」ということになると、その後についての考え方なのか、それとも、もう一つは、広報にこういった「農業問題に対処する」ということでうたっております。

ですから、私たちが跡地利用として7月26日までに特別委員会で協議しました利用組合における利用というものの矛盾が、私はあるのではないかなというように気がしております。

そのことを一生懸命に特別委員会では7月の26日に協議しました。そして、この9月の7日号の広報のかわみなみにつきましては、この時点で農業問題に、そういった活動をしていきたい。畜産も農業ですけど、そういった形をうたっておられます。

ですから、先ほど「2回ほど協議してそういった形をとった」という話ですが、そこらあたりは後先というものもあるでしょうけど、いささか私は、私たちが特別委員会で協議しました内容につきましてちょっと浅はかなといいますか、そういったことを無視する、言葉はちょっと悪いようですが、無視したような形で進められたというのが、私には言えます。

私たちの議会だよりにつきましても、8月5日号に間に合うようにこういった掲載をいたしました。ですから、日にち的に申し上げますと、恐らく全然利用組合としての活動は頭の中になかったのではないかなということを踏まえております。

私自身が言いたいのは、7月に4回ほど特別委員会を開催しておりますが、この時に、先ほど述べたように、この協議につきましては、金額のことと、跡地利用の問題だけで1カ月間の特別委員会をやったわけです。そういうことを踏まえた場合に、一言そういった、若干後先になっているのではないかなということを触れさせていただきたいと思います。

そういうことで、そのあたりの協議というものがどういうふうになされたのか、お伺いをしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質疑にお答えさせていただきます。

私の言葉が足らなかったようで申しわけありませんが、協議と申しますのは、あくまでも堆肥センターの再利用ということで協議をさせていただきました。協議の回数、詳細につい

ては間違っているところもありますので、後ほど農林水産課長に補足させますが、そして、それで、「3点ほど」と申しましたのは、地元の協議とは別に申し出があったことが、野菜出荷場、それから、稲わらのこと、そういう地元の堆肥利用組合に対する協議とは別であると認識しております。協議はあくまでも、どうやったら再利用ができるのかということを第一に協議したと認識しております。以上です。補足は農林水産課長に説明させます。

○農林水産課長（押川 義光君） 竹本議員の御質問にお答えいたします。

7月までの特別委員会の中で、我々として、基本的には設立趣旨にも沿いました形で堆肥センター再利用ということで、ずっと議会の中でも御説明申し上げました。

ただ、説明申し上げる中で、過去の過ちと申しますか、今までの経過を踏まえて、あくまでもやはり、組合員で法人を設立していただきたいと、こういう説明を申し上げました。

それで、法人を設立した上で、運営主体は、やはり農家中心で回していただきたいという御説明を申し上げまして、それで、8月11日の最終和解を受けまして、8月18日の日に再利用をしたいという方々をお集まりいただいて、その中でいろいろ協議をいただいたところでございます。

先ほど町長が申しましたとおり、組合員の中の多数の方々は、「だれかが中心となってやってくれば、私たちは参画する」という御意見が非常に多ございまして、その形の中では、やはり議会の特別委員会でお話しましたとおり、農家の基本的なスタンスで運営していただくということに合致いたしませんでした。

そういうことから、やはり、それをもう一度お持ち帰りいただいて再検討をいただきたいと、そういうようなことで、8月の段階では「再度検討」と、利用したい方々の中で検討をいただくということでお持ち帰りいただきました。

そういうような経過を踏まえまして、我々としましても、一度だけの会議でいろいろ言うことはできないという判断のもとに、広報の中では、少なくとも基本路線は農業の再構築、構築連携を図るという意味であそこの施設は立ち上がっております。

堆肥センターというのはそういう性格のものでございましたので、そういう意味から、やはり9月の広報段階では、基本的に堆肥センター構想というのはまだ存続しておりましたし、基本的な農業に使っていくという根本的な考え方をあの広報でもお示したというふうに思っております。

要するに、広範な意味での、もちろん堆肥センターというのを念頭に置きながらの説明であるというふうに私たちは判断して、そういう広報をしたところでございます。以上でございます。

○議員（竹本 修君） 私は、この跡地利用になぜこだわるか、ましてやこの2番で掲げておりますが、利用組合の対応とこれは重複する点が多いと思いますが、その中におきまして、この跡地利用につきましても、議会再度から求められて、アンケート調査も379戸の農家を対象にしてされております。ですから、その1カ月の中で。

そういうことをかんがみますと、なかなかといいますか、そういった時間を割いてまでもこういった協議をした中におきまして、そういったことが見えないことに関して、そういった時間主観を思ったものですから、質問をしているわけですが、さらに、利用組合への対応ということで質問をさせていただきたいと思いますが、先日、利用組合の、そういった今の経過を踏まえた上で協議が11月の2日、それから、12月の9日、利用組合、これにつきましては、コンテナの利用組合といいますか、そういった借入等のことで集まって頂いたのではないかなと思いますが、私は、この利用組合といいますか、そういった形に関してのそういった会議につきましての行政の指導といいますか、そういったものにつきましては、当然トップが、そういった会議に出席して、堆肥センターの訴訟の問題から、こうして利用組合への行政への指導、そういった町の考え方というものを、出席し、そこで説明するべきではなかったかというふうに思うのですが、その点については、町長はどう思われますか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますが、私どもといたしましては、担当課長に出席してもらいましたので、その時点におきましては十分であるかと判断しておりましたが、今御指摘のとおり、住民の皆様の気持ちを考えるのであれば、我々にとってもそれは配慮が足りなかったのかと現在は反省しております。以上です。

○議員（竹本 修君） 私が何で申し上げますかといいますのは、私も畜産をやっているものですから、同席をさせていただきました。70名という呼びかけに対しましての半数の近くの方がみえていましたが、その中で、やはり、トップといいますか、行政の中では、そういったものも必要ではないかという御意見等も生産農家から声がありました。実際に12月の9日におきましては、何で来ないのかということもございました。

そういうことを考えますと、やはり、一つの問題につきましてというか、極端なことを申し上げれば、この利用組合というのが、そういったコンテナの問題、そういったことに触れるということになりますと、解散を前提とした会議でございます。そういったものに対しての町の考え方というものが、ある生産農家がこういうことを言われました。

「町行政におきましては、1億250万円の訴訟のそういった施設買取という費用を出したから、利用組合に対しての援助はできないのだよ」という話をされました。これは行政側の代弁者みたいな形で発言されましたが、私もそれを聞いてちょっと安心したのですが、そういうこともあるわけですから、しかし、現実的には、一方的に生産農家におきましては、行政への対応が悪いと、そういった形もお持ちの方もございます。

しかし、現実の中におきましては、私は、行政として裁判の経過と今後の利用組合に対しての指導というものはあるべきではないかというふうに思うのですが、いま一度町長の御答弁をお願いします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますが、竹本議員の言われるとおり、住民の皆様の、生産農家の皆様の気持ちを考えてもう少し判断するのであれば、やはり、そこは真摯に向かい合って、いろんなことに対する説明責任があるのは当然でありますので、

やはり、そこは出向いて、私の口から説明するべきだったと。

今となっては遅いのでしょうけど、今後に向けまして、そういうことを一つ一つ向かい合いながら真摯に受けとめたいと考えております。以上です。

○議員（竹本 修君） ぜひとも出席して、そういった立場の御理解等を求められるべきだというふうに思います。恐らく、年が明けますと、また会議が開かれるというふうに私は認識しております。ぜひとも出席をして、そういったことにつきましての説明等をやっていただきたい。

次に、先ほど町長のほうから答弁ということでありましたが、今現在、利用組合に対しての考え方、アンケート調査の中におきまして、十二、三名の方がまだ畜産を続けていきたいという方がいらっしゃいました。その中におきまして、先ほどから言われましたけど、いろんな支援をしてやっていきたいということでございますが。

経営の再開状況を見てみますと、今現在、農家戸数で、畜産全体では54.5%、それから、頭数におきましては47.8%という数字であります。その中におきまして、豚関係といえますか、養豚関係が戸数で46%ということで、若干ほかの畜産に比べると低うございます。

先ほど、再建したい中におきましては、利用組合の中でも養豚関係者が多ございます。そういった意味でも、少しでも支援をいただきながら再開に向けての御指導を、これはお願いということでしておきたいというふうに思います。

それから、今、私たちは、昨年の口蹄疫からの地産復興ということをやっておりますが、なかなかこの中におきまして、私は70%ぐらいは畜産で再建ができるかなという感じはしておりますけど、それにつきましても、ちょっとほど遠いような数字しか見当たりません。

さらに、こういった形の支援等をいただかなければ、なかなか前に進まないのではないかなという気がしております。そういうことも含めて、町行政の中で再建される方への支援等をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、山有の社員の雇用関係につきましてお伺いしたいと思いますが、これの、当初におきましては、これは誘致企業としての取り扱いで、私自身も、この採用の試験等は役場でされましたが、そういった形につきましても、非常に多くの、こういった業種を求めて受験された方がございます。

そういうことも町の指導であったかというふうに思いますが、その後におきまして、こういった、あと解散ですが、当社におきましての社員に対しての町としての責任といえますか、そういったものはなされたのか、お伺いしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、誘致企業ということもありまして、町としての責任、それは大きい意味での責任は十分あるかと考えております。その後の推移については、詳細は担当課長に補足させますが、私の知る限りにおきましては、現在、次の仕事をあつせんしたということは聞いておりません。

補足は農林水産課長にさせます。

○農林水産課長（押川 義光君） 竹本議員のただいまの御質問にお答えしたいと思います。

採用につきましては、当初の段階から川南町の誘致企業ということもございまして、町のお知らせ、広報かわみなみで広報をし、役場の会議室を貸して、採用の試験、面接を行ったという経過はございます。

ただ、その際用に関しましては、町は広報をしたというだけでございまして、具体的に町長ないし担当の者、そういうものが採用に関して直接的に関与したと、そういうことは一切ございません。

ただ、誘致企業でそこまで広報をし、いろいろやってきたという経過がございましたので、やはり、我々としても、その雇用状況につきましては、随時この8年間見守ってきたところではございます。直接的にその入れかわりと申しますか、8年間の間でやめていく方、それからまた、新規採用される方、そこにつきましては、町のほうでは手を離れておりまして、会社が直接行ってみえたという経過でございます。

現在の職員の処遇でございますが、22年度の段階で畜糞収集等全てなくなったということで、その中で解雇は行われたというふうには聞いております。ただ、その間は、係争中という関係もございまして、その職員のことをどうこう我々ができる状況でなかったということでもございます。

現在は、22年度の後半から23年まで2人体制で臨まれていましたが、その2人の雇用につきましては、12月20日付で解雇なりという方向は出ているようでございます。

ただ、これにつきましては、和解後、会社側とお話をする機会がございましたので、話をした中では、本人が希望されれば、本社のほうで雇用をするというふうには伺っておりました。

しかしながら、この2名の方々は川南町の方々でございまして、本人の御意向を伺いましたら、20日付でやめたいのだというお話はされております。

それにつきましては、ハローワークでしかるべき手続をとりながらやる意向を示されていますので、我々としては、今の段階では町としてどうこうということができませんので、それを見守るしかないと、ただ、この間、22年の後半から23年の今までの間で、ハローワークに届け出られた方で、職がない方が1名いらっしゃいましたので、それを緊急雇用で川南町で今年度末までお雇いしているという方は1名いらっしゃいます。

そういうことで、あくまでもそういうふうに関与してきましたので、推移だけ見守りながらいきたいと、ただ、あっせんというようなことはなかなか厳しゅうございますので、それについてはハローワーク、公的機関、そういうところをお願いするしかないというふうに考えております。

○議員（竹本 修君） 私が調査した範囲におきましては、この1月におきまして、事務員の方が2名、それから、現場の方が6名、8名ということでありました。

1月の20日以降につきましては、御存じのとおり、事務が1名、現場1名ということにな

っておるわけですが、先ほど、その差し引いた人におきましては、地域対策雇用、そういった形で町のほうにお世話になっている方もいらっしゃるというふうにお聞きしておりますが、別な方におきまして、固定した職場についているのは2名だというふう聞いております。

ですから、今回、12月20日でやめられる方を含めて8名いらっしゃったわけですが、最終的には2名しか固定した職場はないというふうにお聞きをしております。

そういうことを考えていった場合には、まず、確かにあっせんとか、そういった形まではできないというふうには思っておりますが、全体的なこともありますから、しかし、現実のそういった会社がなくなっていく中におきましての行政としての考え方といいますか、認識をするべきだというふうには、私は思っておりますが、そのあたりの町長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますが、町といたしまして、例えば町民の皆様、一般的な方も含めまして、仕事を探されている方は多数いらっしゃいます。

今、山有の場合に限っての御質問ではありますが、やはり、我々が今できること、やはり、町で働いていただきたい、今後も川南町に住んでいただきたいという思いがある以上、できる範囲の、できるなりの内容、それは情報提供でありますとか、その都度変わるかもしれませんが、そういう姿勢だけは持ち続けたいと考えております。以上です。

○議員（竹本 修君） 大変よい言葉を言われまして、ありがたいというふうに存じますが、しかし、現実には、先ほどの利用組合のあり方、それともう一つ、今回の社員への対応、そういったものに考えてみますと、これからの行政というものにつきましては、一つ一つの積み上げだろうというふうに思います。

そういうことの、先日から末端行政のこの同僚議員の質問の中にもありましたけど、しかし、こういった一つ一つの積み上げ、地元への説明、それから、こういった雇用につきましての説明のあり方、やはり、一つ一つを取り上げていかなければ、私自身は、それこそ個人ではないけど、そういった形が増えていくのではないかという認識をしておりますが、そのあたりにつきましての町長の見解をお願いしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますが、まさしくそのとおりだと感じております。

昨日からの一般質問の中でも何度も出てきましたけど、絆という言葉、地域のつながり、連帯感、そういうものをなくして地方自治体、こういう、一般的に言われます地方は、存在の意識をだんだんなくすものと信じておりますので、一つ一つ今言われましたとおり積み上げて、やっぱりそこで一人一人向き合う、そういう姿勢だけは変えずにいきたいと思っています。以上です。

○議員（竹本 修君） 私がなぜそこまでこだわるかと申し上げますと、先ほど言いました広報かわなみ、川南の議会だより、そういったものをごらんになって、この山有問題に興味のある方につきましての考え方が若干違うような気がしております。

といいますのも、私たちは訴訟問題として、この山有問題につきましては携わってきたわけですが、最終的に行政として建物を買取るということで、うたい文句でやってきたわけです。そういうことをかんがみまして、町民の間で、1億250万円ではなくて、「その倍だろうが」というような話をされるのです。

ですから、賠償金と買取金との施設との関係を認識がされていない方もいらっしゃいます。幾ら説明しても、極端なことを言いますと、「裏があるのではないか」という話もされた方もいらっしゃいます。しかし、そこの中は、私たちには、こういうことで説明して、この処理はこういうふうな形でやりましたのですよという話をするわけですが、先入観といいますか、そういったものがございます。

ですから、できる限り、やはり、先ほど言いますように、くどいようですが、地元、住吉地区、大内、それから、明石、椎原ではないけど、いろんな形の今までの環境問題等のそういった話し合われた方への説明、いろんな形でしなければ、先ほど言いましたように、最終的には行政のほかの面に携わってくるような気がしております。

そういうことを申し上げて、次に移らせていただきたいと思います。

合併浄化槽の維持管理費の助成ということでございまして質問しておりますが、先ほど町長のほうから答弁ということでございまして、同じたしか資料だろうというふうに思いますが、去年の12月現在におきましては、延岡市ではないけど、北浦町、そういった形で、合併でなくなったのではないかという気はしておりますが、そのあたりは調べておりませんが、椎葉、西米良、美郷、諸塚ということで、そういった形の入郷関係が非常に多ございまして、そういった処置もされています。

そういうことをかんがみまして質問したわけですが、町のほうの助成がという町長のことを言われましたけど、結局、この合併浄化槽につきましては、事業費の、国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1ということで、その上積みにつきましては、自己負担という形になるわけですが、そういうことで設置されておりますが、そのことにつきまして、先ほど、ちょっとくどいようですが、1人世帯では、確かに年間4万円というか、そういった形のことも維持管理費としてあるわけですが、この1人世帯で5人槽で、1人槽という話ではございませんけど、同じなのです。

ですから、そういうことで年配者といいますか、方が、私に申される場合につきましては、非常に負担が大き過ぎると、それともう一つは、これは県といいますか、国の指導によりまして、また検査があるわけですが、1年に1回、そういうことは認識でしょ、町長。

○町長（日高 昭彦君） 浄化槽の維持管理とは別に、法的な検査が必要であるというのは承知しております。以上です。

○議員（竹本 修君） 年間につきましては、これははがきが来て、それからまた申し込んでという形で、しない人がほとんどだというふうにお聞きしておりますが、年間3,000円、まじめにやれば、先ほど言った金額につきましての上積みになろうかというふうに思ってお

ります。

そういうことを考えてみますと、非常に大きい。車に例えて話すならば、普通車から軽自動車に替えれば済む問題ではないかというような気はしますが、しかし、合併浄化槽につきましては、選択がございません。そういうことで、できますれば、最初申し上げましたとおり、財政的に考えると非常に難しい、そう私も認識しております。

それともう一つ、ここで問いかけたいというふうに思いますが、下水道につきましては1人世帯につきましては、町長は御存じですか、どういうふうな支払いになっているか。私のほうから申し上げます。下水道につきましては、使用したほどの料金です。

ですから、水道料といいますか、それにかんがみて計算がされていると思います。そういうことを思った場合につきましては、下水道の設置がしてある部分と、設置していない部分の極端なことを言いますと、その使用料の問題ということで、自分だけの責任ということになるかと思いますが、そういうことで、負担は生じてきておりますが、ここで一つ差が出てきますのは、個人差が出てくるということがあると思いますが、町長の認識をどのようにされるかお伺いしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） ありがたいことに、御質問の中にお答えもいただきまして、合併浄化槽の普及率が32%、下水道が17%、また、くみ取りが30%、全町民が一律の様式ではないということも踏まえて、ただし、町民である以上、平等のそういう助成をいただく権利は持っておられると考えております。

先ほどから言いますように、合併浄化槽については、1人でも5人槽を使っていただける現状があるのは十分承知しております。今後につきましては、できることがあれば、やはりこれから検討をしていくことは必要かと思っております。現時点においては、何度も御指摘いただいておりますが、財政的な状況、ほかと合わせた状況ということで、今のところそういう処置は困難であると考えております。

今後については、またこれから、必要であれば検討をしていくということで答弁をさせていただきます。

○議員（竹本 修君） 私の質問に対しまして、堆肥センター、それから、合併浄化槽の2点について今回は質問をさせていただきましたが、全体的に一言町長の答弁をいただいて、質問を終わりたいと思いますが、こういった説明責任というか、これからの行政を考えると、やはり、これから先の行政というものは、一つ一つ細かなことといたしますか、そういった町民への指導といたしますか、そういった説明をしながらやっていかなければ、非常に私は難しい行政運営になるのではないかとことを思っております。

さらに、こういった末端へのそういった説明をしながら、行政の運営といたしますか、そういった形に努めていただきたいと思います。最後に、町長のこういった町民に対しての説明責任といたしますか、そういったことをお伺いしまして、質問を終わりたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） まさに竹本議員のおっしゃるとおりでございます。そういう説

明責任こそが、一番身近で一番大切な我々の責任だと思っております。今後とも誠意をもって接したいと考えております。以上です。

○議長（山下 壽君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時02分休憩

.....

午前10時12分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、児玉助壽君に発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 通告に従い、最初に、スポーツ複合施設の取得について質問をいたします。

解散した大久保農協が持っていた老朽化し安心安全面において問題のある改修解体等、将来的に多額の財政負担が生じる建物つきの土地9,823平方メートルを1,790万円で取得しましたが、取得価格の根拠を伺いたい。

次に、水道事業についてであります。

本町の水道事業は、昭和50年の供用開始から35年経過、老朽化し、漏水問題が発生し、有収率72.5%は、類似団体平均81.5%に比較し、極めて低水準であるが、給水戸数6,326戸、98%の高い加入率と、管路総延長250キロメートルを考慮すると、ある程度の漏水の発生もやむを得ない面もありますが、全体的に施設、機器類、老朽石綿管等、更新時期に来ており、今後、これらの多額の費用を要する改良工事、また、施設利用効率85.7%と配水能力が限界に近づいてきておる新たな水源対策等も必要となっています。

平成21年3月制定の川南町水道ビジョン遂行のための全体的な整備計画及び財源確保案を伺います。

最後に、財政運営について質問をいたします。

本町の財政状況は、今後とも口蹄疫による町税等の減収や、下水道事業、畑かん事業等の大規模事業の進展により、厳しい財政運営が予想されており、知恵と工夫で、最少の費用で最大の効果を発揮することが求められています。

そこで、次の2点を伺います。

1点目、設立趣旨、目的等に逸脱し、JA尾鈴管外で無人へりによる水田防除の受託事業を行っている農業公社へ町は職員を執行させ、負担金300万円を拠出しているが、費用対効果を伺いたい。

2点目、厳しい財政状況下の中で、町はないそでを振り、福寿園の改修工事補助事業で1,480万円を予算化したが、入札の結果、町外の高鍋町の業者が落札し、利益を得、町内業者が利益を損なっておるが、納税者、すなわち町民に対する背信行為ではないのか、その背信行為の費用対効果を伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの児玉議員の質問にお答えいたします。

4点ほど大久保の施設のこと、川南町の水道についてのこと、それから、農業公社及びこの前の福寿園の入札のこと、そういうふうにお聞きしております。

まず、大久保の件につきまして、法的根拠と取得金額の根拠ということに関しましては、金額、詳細になりますので、後ほど総務課長のほうに補足説明をさせます。

水道料金、水道事業につきましては、御指摘のとおり、長期にわたる計画のもとで行っております。その1点として、石綿管、川南町が、総延長が250キロ、水道管ですが、普通、平均の2倍近い、1戸当たり15メートルということを考えまして、確かに有収率が低くなっている、どこかで水漏れしているのではないかという危惧は十分考えられるところでございます。

その点に関しても、計画的に漏水検査、音響を含めたいろんな調査をしながら、それも踏まえまして長期的な展望の中で水道料金の計算、それから、財源としましては、そういう、町債のことなどを通して長期的に考えていっております。

農業公社についてでございますが、農業公社、もともと川南町とJA尾鈴で設立しまして10年、それから、都農町が参入したのが平成20年でありますから、それから3年、要するに10年を迎えまして、いろんな意味においての事業の見直しが必要であると考えております。御指摘のとおり、職員についても派遣しておりますし、負担金も300万円出しているところでございます。

現在の仕事として、農作業受委託、無人ヘリ防除、農地保有合理化事業、そして、軽油免税代行事業などとなっておりますが、10月に行いました理事会において、特に業務内容についてもう一度検討をするという方向で、特に無人ヘリにおきましてもいろんな改善が今後取り組む必要があると考えております。

いずれにいたしましても、今後の農業政策を考える上で、これから24年2月に設立予定しております農業再生協議会、そして、現在あります尾鈴地区担い手育成総合支援事業、いわゆる担い手協議会、そして、尾鈴地域水田農業推進協議会、水田協議会、この3つの協議会、そういう組織を今後とも一体的に考えて進めていく必要がある以上、農業公社の存在というのは、そこにおいて重要なところでございます。

今後とも御指摘があったとおり、必要な部分、そうでない部分は十分検討をした上で、新しい活用を図っていきたいと思います。目指すところは農家所得の向上、農業経費の削減、そして、農地の有効利用であるところは変わってございません。

最後の福寿園のことに関しましてでございますが、通常3,000万円以上におきましては、町においては7社を選定するというところでやっているとございます。今回につきましては、町内業者が4社ということで、担当課のほうには5社以上という指導を行っております。結果として6社で入札を行いまして、結果として高鍋町の業者が落札ということになっております。

しかし、入札そのものが適正に執行されておりましたので、我々としても町内業者育成のために、できれば町内の業者にとする気持ちは十分あります。しかし、適正であると確信しておりますので、今回にしましては高鍋町の業者が落札したという状況であります。

望むに、町内の業者も町外の指名に入らせてもらっている現状がありますので、また、町外においても川南町の業者が落札してくれると思っております。

それぞれにつきまして、詳細を御質問のようでありますので、担当課長に補足説明をさせます。

○総務課長（吉田 一二六君） 児玉議員の御質問にお答えしたいと思います。

大久保農協から取得した土地の価格の根拠ということでございますが、これにつきましては、建物については無償でございます。土地につきましては、大久保農協のほうで株式会社宮崎中央鑑定所のほうに不動産鑑定をされております。その鑑定をもとに価格を決定させていただいたところでございます。雑種地につきまして630万円、宅地につきまして1,160万円ということでございます。以上でございます。

○上下水道課長（新倉 好雄君） ただいまの児玉議員の御質問にお答えいたします。

まず、石綿管更新についてでございますけれども、川南町における石綿管は、全長250キロメートルのうち約18キロ昨年度末現在で残っております。この石綿管更新については、平成15年度より口径の大きい管から順次行っていますが、すべて完了するまでには、現在の計画においては平成32年までかかるのではないかと思っております。今後の事業費に関しても約9年間で4億5,000万円程度必要かと思われています。以上です。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの児玉議員の御質問に対して補足して御説明申し上げます。

老人ホームにつきましては、平成21年度に民営化をしたわけなのですが、その民営化に先立ちまして、県との協議等で指摘されましたのが、施設がかなり老朽化しておって、安全面でちょっと厳しいということで、そのあたりの措置につきましては、町のほうで十分手当をしてあげなさいという指示を受けております。

それを受けまして、その内容につきまして、先ほど6月の議会で、この補助金につきましての議案を提出して御承認いただいて、今回に至っている次第でございます。

なお、内容につきましては、補助対象額と対象額でない額というのがございまして、そのうちの該当します2,960万円の2分の1を限度として補助金に充てさせていただいている次第でございます。以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 大久保問題ですけれど、東日本大震災の地震の影響で多くの建物が倒壊し、建設間もない、真新しい東北新幹線の仙台駅の天井の崩落を目の当たりにしながら、耐用年数が26年で築23年経過、多額の改修費用を要する老朽化した加工施設、それと、築30年経過し、内壁が割れ、外壁は鉄筋が腐食、膨張し、至るところで崩壊が始まっている体育館、これは耐震的に、安心安全面において問題があるわけですが。

それと、南側のさら地、それは同じ評価額ですか。

○総務課長（吉田 一二六君） 児玉議員の御質問にお答えしたいと思います。

南側のさら地ということでございますが、そこは、もともと建物が建っておりました。それを取り壊して一応宅地のままということになっております。以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 建物の建っておるとことさら地のとこと同じ値段かと聞きよつとよ。

○総務課長（吉田 一二六君） 鑑定評価につきましては、同じ値段というふうになっております。以上です。

○議員（児玉 助壽君） おかしっちゃねえね、あんたら。負担が今から生じる土地と、さら地と同じ値段ということはねえじゃねえね。それなら何で競売にかけたらただ同然の土地とよ、さら地と同じ値段で買う何がどこにおるとですか。

○議長（山下 壽君） 暫時休憩します。

午前10時27分休憩

.....

午前10時28分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○総務課長（吉田 一二六君） 児玉議員の御質問にお答えしたいと思います。

不動産鑑定のほうで、一応宅地はすべて同じという評価が出ておりますので、それを参考に価格を決定させていただいたところでございます。

○議員（児玉 助壽君） 地震があつて、建物が倒壊しとつとを目の当たりにしとつとよ。更地と同じ評価額ということはねえじゃねえね。更地と同じ評価額で売るとやったら、競売入札にかければこげな値段でおちとつたはずだが、何で入札にかけんで町が買うことになったとですか。

○議長（山下 壽君） 暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

.....

午前10時31分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの児玉議員の質問にお答えいたします。

町といたしまして、スポーツランド構想を持っておりますので、そのために必要な土地であると判断しておりますゆえに町が買い取った次第であります。以上です。

○議員（児玉 助壽君） 町がそげな構想があろうが、適当な値段で入札して、競争入札で買うとが筋じゃないですか。そげな随意契約みたいな入札で何して土地を取得しよったら、

何ぼでも高けなるわよ。耐震調査、この耐震調査、無償譲渡をおくというか、耐震調査、2棟の建物、耐震調査はした分を無償で譲り受けるわけですか。

○議長（山下 壽君） 暫時休憩します。

午前10時32分休憩

.....

午前10時33分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） ただいまの児玉議員の質問にお答えいたします。

大久保の体育館施設なのですけれども、これは昭和56年に竣工しておりますけれども、現在の新耐震基準が昭和56年施行となっておりますので、耐震基準を満たしておると確認しております。

○議員（児玉 助壽君） 加工施設は。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） 加工施設は耐震基準となっております。平米数で。

○議員（児玉 助壽君） 耐震調査もしとらんものの建物を譲り受けるちゅうが、スポーツランド構想というのは。事故が起こったらどげすつとね。いいですか、今この体育館でも震災前の調査結果だったら、震災前だったらそれでおおるかもしれんけど、震災後、今のこの防災基準が上がっておる社会情勢の中で、そういうとがとれますか。

県は、日向灘地震沖の震度、最大規模を、東日本大震災並みのマグニチュード9で想定しているわけです。そんげな社会情勢にあって、安心安全面の担保のない建物を利用すると、川南町の危機管理意識はどうなるととですか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘のとおり、今回の東日本大震災以降につきましては、防災計画におきましても、当然見直しは必要とされるものと認識しております。

ただし、今回、そういうことを受けて、県なり国なり市町村も当然、昨日の質問でもございましたけど、防災関係の計画は当然つくり上げるべきであると認識しております。

現時点において、家屋、そういうものすべてに網をかけますと、それは時間的、物理的にも非常に困難な状況であると考えておりますので、現在は当然、法の下で耐震性という基準を守っているところでございます。

○議員（児玉 助壽君） 現在町が使うとるものだったらそれでいいけど、新たに取得する場合は、そういうとを考慮して取得せんないかとやないですか。何ですか。地方自治法96条第9項で、負担付贈与は議会の議決を得ることが定めてあるわけですが、幸い議会の議決をこの無償譲渡は得とらんわけですが、安心安全が担保できず、将来的に多額な財政負担が生じる2つの建物を無償で譲り受けることを辞退し、解体をお願いし、更地に活用し、選択肢を広げるべきではないのですか。

活用の選択肢。

○町長（日高 昭彦君） 済みません、時間をかけまして。活用の選択肢の御質問かと思いますが、当初の予定どおりスポーツランド構想のもとにそれぞれの施設を有効に活用したいと考えております。以上です。

○議員（児玉 助壽君） どのように費用対効果があるか知らんけど、今51世帯、公営住宅の待機者がおるという話やったが、同僚議員が昨日言ったがよ、その人たちの、定住者を増加するためにも、公営住宅建設をするか、または企業誘致するか、あそこを公園としてじゃねしてよ、公園が山のごつあつとやかい、面としてとらえてよ、これは活用せないかんんじゃないっつね。

この地域を発展させ、活性させ、地域の拠点になってきた大久保農協が解散して、今も地域の絆も弱まるとどこじゃが、それにかわる組織を構築するべきだと思うけどね、次に行きます。

水道についてですけど、2カ月ほど前、これは佐土原です、宮崎の。水道管が破裂して、町の9,000世帯が断水したニュースは記憶に新しいわけですが、本町の水道管は昭和53年に設置された佐土原町の水道管よりもこれは古いわけですが、肺気腫等、人体に影響、被害を及ぼすアスベスト管、それを使用しておるわけですが、課長が今言われた18キロ、簡単に一口で「18キロ」と言うけど、川南町南北を往復する長さなんです。

水道事業の更新、これを何をもっても優先順位は1番に取り組まならん問題やと思うっちゃけんけど、考えとると、なかなか改良工事をするような話は聞かんけど、町長、優先順位1で取り組むべきじゃないですか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えします。

確かに水というものが我々にとってどれだけ必要であるかは十分認識しております。町といたしましても、優先順位は、それぞれで検討しながら長期的に定めておりますので、ある一つのことだけ、これだけを突出は現在のところ考えておりません。

水道事業におきましても、起債等、いろんな多額のお金がかかるのを担当課長が申しましたとおりでありますので、トータルで安定的にという視点から計画を組んでいるところでございます。以上です。

○議員（児玉 助壽君） この東日本大震災のときも水道管が断裂して、みんな苦しんどったが、あんなのを目の当たりにして、悠長なこと言うたらるけんけど、断水が長時間に及べば、これは上水道だけでなく、これは汚い話だけど、トイレも行かれんような社会情勢になっとっちゃわよ、もうちつと緊張感を持って取り組んでもらいたいもんじゃが。

また、日量500立方取水しとる、取水道の約6割を供給しとる、豊富な取水道に恵まれていました西ノ別府の坂の下にある第4水源地も老朽化とともに配水能力が落ちてきておるわけですが、代替地も探していかならんちゅう話も聞いておりましたが、そこらの候補選定等はどうなっとつとですか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問にお答えします。

先ほど「計画どおりに」と言いましたけど、今、議員が言われるように、緊急な問題、これから重要になることに関しましては、できる限り我々も努力して対応をしていきたいと思っております。

それから、今の質問ですが、詳細な計画につきましては、担当課長の上下水道課長に補足説明させます。

○上下水道課長（新倉 好雄君） ただいまの児玉議員の御質問にお答えいたします。

御質問にありますように、川南町の水道事業が今度抱えている問題については、石綿管だけの更新だけではありません。例えば、昭和50年当時に併設された計装電気機器の更新事業、これが35年を迎えて、耐用年数が経過しようとしているものがあられております。費用に関しましても、通常の更新事業とは違って、まとまった事業費も必要となります。

また、高度浄水施設、水質法の改正等で、水質の基準がどんどん上がってきております。これに対応するような浄水施設も今後設置していかなければならないと思っております。そういったのを全般的に踏まえて、石綿管の更新については、予算が伴いますので、決定的なことは言えませんが、全体事業費で約4億5,000万円ほどかかるというふうに先ほど説明させていただいた次第であります。

あと、その中の一環として、現在、川南町の施設使用率が約80%を超えております。この数値は、いいのか悪いのかは、別ではありますが、この数値が高いと施設の使用率が非常にいい。ただし、非常時にはなかなか対応が難しい。逆に施設使用率が下がりますと、非常に余裕はあるのですが、利用効率が悪いということで、一般的には60%から70%がいいのではないかとされております。

この問題を解消するために、第5次長期計画でも提案させていただいておりますけども、新しい水源を見つけていこうということで現在取り組んでおりますが、具体的にどこに水源があるというふうには現在のところはまだ明確にはわかっておりません。以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） この石綿管の問題ですが、お隣の都農町や高鍋町はほぼ更新が完了しておるわけです。よその町は、それだけ石綿管に対しての危機感を持っておるようですが、うちはそういうなんがねえごちゃけんど。

今、課長が申したいろいろな整備が必要な問題がありますが、それについてです。ライフラインである水道事業の欠陥は、町民生活に大きな影響を与えますので、利用料金等である程度償還可能な水道事業企業債を用いてでも整備計画を実施するべきじゃないかと思っております。町長、その辺のそこはどう考えておりますか。

○町長（日高 昭彦君） 石綿管の御指摘でございますが、本町におきまして、その延長が長いということで時間がかかっていることを御理解いただきたいと思います。思っております。

残りの10年での予定にしておりますが、例えば仮にそれを半分の5年にして起債を起こしてという計算をさせていただきましたところ、やはり、経営的に、経済的に、ほかの事業も同時に進めるところがございますので、現在のところは10年計画ということが一番いいので

はないかという結論をしているところでございます。

補足があれば、上下水道課長にさせますが。

○議員（児玉 助壽君） もういい、終わったから、聞かんで。大体わかった。

農業公社の問題ですけど、この監査委員の報告や何やらを見ると、定款や規約、法令等には抵触していないような意見でありますけど、J A尾鈴管外で事業を展開するために、これは熊本、鹿児島、いろいろ出ているわけですが、それに対して川南町が300万円、都農町が300万円、J A尾鈴が200万円負担して、各自から職員1名ずつ出向させとるわけですが。

これは負担金の目的外運用、職員の目的以外労働になると思うわけですが、国の会計検査員だったら多分これは、出向職員の給与と負担金返還する命令が出るはずじゃが、町長と監査委員はこれに対しての見解を、どういう見解を持っておるのか伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますが、農業公社がいかに何の目的で設立されているかということから考えまして、やはり、農業所得の向上のためでありますし、そこに確かに職員も派遣しておりますし、年会費として負担金も出させていただいております。

冒頭で答えさせていただきましたけど、これからの水源を取り巻くいろんな協議会があります。農業再生協議会、担い手協議会、水田協議会、これらをすべてトータルとして考える場合におきまして、農業公社の存在というのは欠かせないものがあると感じております。

ただ、御指摘のとおり、10年目を迎えるに当たりまして、いろんな事業の中で、例えば無人防除、ヘリ防除でございますが、明らかに特化した形になっており、県外、町外への作業も行っております。そういうことに関しての検証は当然行っていくべきだと考えております。

以上です。

○代表監査委員（三角 巖君） ただいまの児玉議員の質問にお答えしたいと思います。

農業公社の監査につきましては、都農町の代表監査委員と、J A尾鈴の常勤監事、この3名で監査を実施しております。ただ今ありましたとおり、それぞれ町が負担金を納めております。川南町300万円、都農町300万円、それから、J A尾鈴が200万円と、年間800万円の、これは会費ということで納めておるところであります。

出資金は別にやってあるわけでございますが、年々の会費につきましては今のとおりでございます。

その中でいろんな事業を行っております。農地保有合理化事業とかやっておりますが、その中の一つに無人ヘリの水稲防除を中心とした防除作業、これがあります。現在4機ほどのヘリコプターで防除をしております。

最初のうちはヘリコプターも、非常にまだ新しいうちには修理代もかかりませんし、黒字の部分もありましたが、最近、若干事故等が起りまして、赤字部分が出ておるといったような実態が出ております。

ただ、管外に行って仕事をするといったようなことでございますが、その農業公社を設立の目的は、あるいはヘリコプター等でもそうですが、管内の農業振興、あるいは活性化、そういったものが目的でもあります。最近の高齢者とか担い手不足とか、そういったことを含めると、やっぱり、それでも水田は大抵の方が持っておられて作付をされます。

しかし、機械への投入とか、あるいは共同防除とか、なかなかできないということで、無人ヘリへの依頼が多いということがございます。

それで、管内でやった無人ヘリの共同防除については、若干、聞いてみますと赤字が出てきておると、と申しますのは、申し込みがあるわけですが、その申し込みをして、オペレーターの方たちが大体管内を回りながら、ここだということでやっている。町外、県外の分は、その圃場に、その依頼された方が待っておってやるので、非常にスムーズにできるといったようなこともあるようでございます。

やはり、農業公社全体の収支採算をとるために、管外に出向されておるということで、監査をする中では、やむを得んのかなといったようなことも容認しておるような状況であります。以上です。

○議員（児玉 助壽君） やむを得んこっちゃねえじゃねえですか、町民が熊本くんだり鹿児島くندりの仕事をさすための税金を払うとるわけじゃねえとですよ。これは返還せんならんと、本当じゃったら。数字ばかり合えばええちゅうもんじゃねえとやねえね、監査委員の仕事は。目的、趣旨に沿って執行されとるか、費用対効果があるかを見るとが監査委員の仕事ちゃ、おらあ漁協の幹事しよったが、そんげな教育受けてきたがの。

やむを得んちゅうことは絶対ないですよ。町民が、高原、いろいろ行ってあるが、50%が町外じゃ。2,000万円以上の仕事で、1,000万円近くが町外で仕事しよったがよ。そげな監査するぐらいやったらやめたほうがいっちゃねえの。何回も言うが。

町外で仕事したら、公社の出資計算を見ると、おおむね収入・支出はとんとんのようにじゃけど、実質的に負担金と3人の執行職員の給与を合わすと2,000万円以上の赤字になっとるわけですが、解散するか、見直さないかんとか言よったけど、どげんな見直し方をするか知らんけど、解散して、これはオペレーターのための無人ヘリの農業公社になってしもうとるわけですが、法人化して、それを、オペレーターの何を。

農業法人化して、独立させて、県外でもどこでも事業展開させたほうが、このオペレーターのためにもなっですわ、そういうふうな考えはないとですか。

○町長（日高 昭彦君） ただいま児玉議員から御指摘がありましたとおり、やはり、法人である以上、そういう団体がある以上、一番はその目的に沿った事業ができていのかどうか、それを見直すことが大事だと思っております。

農業公社において、御指摘のとおり、「町外で仕事をするのが第一の目的」と言われると、やはり、それは、これから検討をせざるを得ない部分であるかと感じております。独立、あとは今後のやり方に関しましては、現在、検証を含めて検討をしている段階でございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） もうええ、監査委員、もう聞いたち、なげばかりで意味わからん。

○代表監査委員（三角 巖君） やはり、「もう答弁はいい」ということでありますから、いいのでありますけれども、一言申し上げておきますと、そうした負担金という形で町も納めております。町民に迷惑がかかるか、かからないか、それはわかりませんが、非常にヘリコプターというのは700万円から900万円ぐらいの高価なものです。

5年ぐらいで償却するのですけれども、やはり、その間にいかに効率よく稼働させるかといったようなことがあるわけです。

ところが、管内だけの水稻防除になりますと、5月、6月、7月の3カ月しか使っていないと、こういったことを考えますと、あと、管外に出ていくのは8月から10月ぐらいまでの全く管内で仕事のない時間帯ということでもありますので、ヘリコプターの有効な活用といえますか、そういったことを考えますと、やむを得ないのかなという感じの気持ちで申し上げました。以上です。

○議員（児玉 助壽君） そしたら、ヘリを購入すつとも、他のもの町の補助が出るとともうオペレーターを独立させたほうがいいですよ。したら事業が何ぼでも展開でくつとやから、管外で。制約に縛られんでええわけですから。次の質問に行かれんわよごんな答弁するもんじゃから。

養護老人ホームの改修工事についてですが、おら何も不正があったということは言うところとやが、適正じゃの何じゃの、わけのわからんこつ言よるけど、要は不正があるないわけですよ。

この厳しい財政状況の中ですよ、去年は口蹄疫にも見舞われ、平成21年10月に発注されたまごころ住宅が建設されて以降、ここ2年、約2年、公共事業による建設事業の発注もなく、町内建設業者は、今、冬の時代に入っておるわけですが。

そんで、今回、9月28日、民間の発注の事業といえ、町単補助で1,480万円出して事業をしとつとやが、これをした時でも、これ1,480万円予算化したときですよ、町長。当然町内業者が受注するじゃろうちゅう目算があったはずじゃが、いいですか。それに何も手だてもとらんで、トンビかい油揚げをさらわれるようなことをしとつてよ。どんげして自主財源を確保すつとですか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問ですが、思いは我々も同じでありまして、やはり、町内業者に育っていただきたい、そういうために、町内でそういう仕事を回していただきたいという思いはございます。今回に関しましては、町内業者が4社でありましたので、5社以上はという担当に指導をしてきたところでございます。

そこで、残念な結果であります、高鍋町から入った業者が落札したと、私が先ほど「適正であった」と言うのは、入札自体が成立しておりますので、我々としても町内が落として

くれるものだと、それを望んでおったわけですが、結果として、高鍋の方を認めざるを得ないということを先ほど申したつもりでございます。

今後において、やはり町内業者とともに育成していくといいますか、町内の業者とともに我々が存在するわけですから、その観点だけは十分に考慮をして考えたいと考えております。以上です。

○議員（児玉 助壽君） あそこは無償譲渡でやっておるわけじゃ、その上こんげな仕打ちを受けて、これは町民に対する背信行為以外の何もないと思う。この川南町工事等請負契約事務要綱を見ると、3,000万円以上の仕事なら入札者が7人以上になつとるちなつとるが、だから、これは法的な制約はないわけですね、この指名に対しては。

○議長（山下 壽君） 暫時休憩します。

午前11時04分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○総務課長（吉田 一二六君） 児玉議員の御質問にお答えしたいと思います。

入札等につきましては、入札手続等改善検討委員会のほうで決定させていただいて、指名業者とか、そういうことのランクづけとかを行って、一応入札の執行をしているところでございます。

○議員（児玉 助壽君） この6名の指名業者の選定に当たってはどこがしたとですか。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの児玉議員の御質問にお答えいたします。

業者の選定に当たりましては、県の土木事務所のランクのAクラスのところを、設計業者等が御紹介していただきまして、長平会におきまして、理事会の中で、自治会7名おりますけども、その中で合議をして、町内業者4社、町外業者2社という形で決定をさせていただきまして、当日の評議委員会で御承認を得たというふうに聞いております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） この町の今言うた請負契約事務要綱じゃったら、入札指名基準で3,000万円以上は7人以上じゃあるが、これは法に縛られたものじゃねえと思うが、この要綱は。そしたら、町内の4人の業者でこれは入札はできたはずじゃが。

その町長やら担当課長が言うごつ、これは平時の時代じゃったら、そういうこつも町外の業者を入れていいですわ、今は口蹄疫で町内が疲弊しとるよ、経済状況じゃったら、有事のとき、今、有事のときじゃったら、これは要綱を改正して町内業者ばかり参入するようなことはできるわけですか、そういう手だてをせんかったら、町内の業者はつぶれてしまいます。

つぶれたら、これ何で、災害があった時、去年、口蹄疫の時じゃったですが、だれが穴掘

って埋めましたか、一番先。町内の業者でしょうが。そんな人を確保すつとも町の役目じゃあるですね。町の責務を伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） 児玉議員の御指摘も十分理解できるのところではございますが、今回におきましては、これが一番適正であるという、担当課長のほうに5社以上という指示を出したのは事実でございます。今後におきまして、やはり、そういう事態を想定できるのであれば、幾らかの検討する余地はあるかと思っておりますが、今回においてはそういう指示をしました。

○議員（児玉 助壽君） 町長初め、執行部の責務をおれは聞きたかったちゃんけど、答えは簡単なんです。町民の福祉向上を図って、町民の生活を豊かにするのが、これは町の責務であります。町外の住民の生活を豊かにし、当該町の税収益に供用するものが町の責務ではありませんよ。

これは設計額が4,620万4,718円になっておりますが、補助の1,480万円、その算出根拠というのは、これは設計額なのですか、入札予定額になるわけですか。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの児玉議員の御質問にお答えいたします。

この問題につきましては、平成21年度当初より、要望としては1億円以上の要望がございまして、その中で、再度照査していただきまして、3,750万円程度、公費で改修をしたいという要望が再度昨年度ございました。

その中で、町の建設課と協議いたしまして、緊急性のある町が補助に値する額といたしまして、倍額であります先ほど言いました2,960万円の補助対象額として認定をいたしております。その額の半分であります1,480万円を補助額として算定をしております。

今回の設計につきましては、その対象額を超えた工事の中に入っておりますので、その分は省かせていただきまして、今回の工事の設計、また、入札による案分をした結果、対象額といたしましては、設計額は4,620万円幾らの中で、契約金額が2,927万円というふうになると思います。その分で案分した結果、3,350万円程度が補助対象に値する額の契約金額というふうに解釈しております。

その半分でありますと、1,677万円程度になりますけども、1,480万円と補助額を切っておりますので、その額を一応補助としてみなしております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 補助金1,480万円そのまま交付するということというわけですか。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの児玉議員の御質問でございます。

現在のところ、今言いましたように、オーバーする金額を工事をするということで、今のところ1,480万円て予定しておりますけど、ただいま工事中でございまして、工事の中で大幅な減額等がございましたら、その分は引かれるというふうに思いますし、増額があったとしても、限度が1,400万円ということで、この額を予定しております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） あんたら計算の仕方がおかしいわね。大体この4,600万円の設計額で補助申請しとるわけですね。だったら、これは予定額ですと21%違うちゃわ。そしたら、この1,480万円も21%引くとがこれは筋じゃち思うっちゃが、そうすると、約300万円ぐらい減額して、これは1,170万円ぐらい補助すればええことになるはずじゃけんど、これは設計額に対しての補助算出しとっとちゃけんど、そしたら、入札ばかりそれが下がったら、補助金も下げるとが筋じゃないとですか。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 設計額の中で、それを対象としているわけで、4,620万円幾らの設計額を補助対象としているわけでございませんで、先ほど言いましたように、その中で補助に値する額に対する設計と契約の金額との案文した額を補助対象額としておりまして、その分が当初申請のあった額よりもかなりオーバーしております。

それで、そこを差し引いても1,480万円をゆうにオーバーしておりますので、限度額を一応予定しているところでございます。

○議員（児玉 助壽君） 頭が悪いね、入札予定額が、そしたら、本当の値段ね、設計額がたけちゅうたら、入札予定額が本当だったら、この15%を引いた補助金を交付すつとが筋じゃと思うが、この1,480万円の倍の額、これも設計の中に入っとるわけだが、そっで、設計、その額に対して補助しとったかい、15%落ちれば15%削減すつとが筋じゃろうがね。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの児玉議員の御質問に再度お答えいたします。

先ほどから申し上げますけども、当初設計額が4,620万円幾らでございまして、その中で補助に値する額というふうに私たちが認識しておりますのが、3,940万円幾らでございまして。それを、契約額が3,920万円でございますので、その分の補助対象額として案分して計算した額が3,355万円ということで、その額の2分の1ということで1,677万円というふうに計算しております。

その額は、1,480万円よりもオーバーしておりますので、本来であれば2分の1ということで1,677万円なんですけども、限度額が1,480万円というふうに定めておりますので、その額を考えておるところでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 今、へ理屈ばかり言いよったが、補助金を下げるとが筋じゃろうがね、入札予定額が下がったちゃから、15%、15%削るとが筋じゃが。どう理由があっても。そんげな知恵があつたら、町内業者の仕事受注させるような知恵を使え。

町長就任して7カ月経過し、町長の財政運営について、私なりに検証したところ、この政策の柱の一つ予算ゼロ事業とは、これは場当たりの計画で、財源を食いつぶしよる。

年度末を待たずして財布が空になる、予算の組めないゼロ予算と思うととやが、そのいい例が、今回実施しようとするこの実施計画書にない、優先順位を無視した1億円の補助金をもらうために、口蹄疫復興対策運用型ファンド事業、これがいい例じゃ、1億円の補助金をもらうとんよ、自己資金5,000万円を拠出して、財源が枯渇して、財政調整基金、復興対

策基金を、その場でしのいどるが、それで、こんげなのをなんちゅうか知つとるな。どんぶり勘定型財政運営と言うっちゃがよ、これは口蹄疫の影響で来年、再来年、財政状況が一段と厳しくなるとは目に見えてわかっておるわけですが、どうやって乗り切る考えですか。その妙案を伺いたい。

○町長(日高 昭彦君) 妙案という御指摘ですが、ただいまありました復興基金につきましては、口蹄疫復興のための基金でありまして、未来永劫に使うというのではなくて、それはタイミングよくここ何年かのうちに使うという考えが主であると考えております。

ファンド事業につきましても、やはり、今のタイミングでの事業であります。ですから、どんぶりで全てに手を出しているわけでもなく、これは口蹄疫復興を長期的に見据えた中での計画であります。

財政運営に関してでございますが、確かに厳しい状況を迎えるのは事実であります。その中で、収入の見込み、それから、これから起こるであろう支払いの見込みを検討しながら、両方の物差しを見ながら今後とも進めていく覚悟です。以上です。

○議員(児玉 助壽君) 1億円の補助金をもらうために5,000万円抛出すつとを町民は望んどらんとよ、高い保険税を、この5,000万円で減額しちゃったほうが何ぼか町民は喜びます。以上で、質問を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で、一般質問を終わります。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時21分休憩

.....

午前11時31分再開

午前11時31分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第 2 議案第75号「財産(土地)の取得について」
を議題とします。朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第75号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金事業)で高森近隣公園を整備し、隣接する川南運動公園とあわせてスポーツキャンプを誘致して交流人口の増加を図り、また町民のレクリエーションの場として地域活動にも気軽に利用できる多目的広場とするため、公園用地を取得したく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び川南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年川南町条例第16号)第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。なお、詳細につきましては、総合政策課長に補足説明させますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(山下 壽君) 補足説明があれば、これを許します。

○総合政策課長(諸橋 司君) 議案第75号につきまして、その補足説明を申し上げます。

高森近隣公園用地費につきましては、平成22年度予算で計上しておりましたが、都市計画決定、都市計画事業認可及び相続に関する手続で時間を要しておりましたため、平成23年3月議会で、平成23年度に予算を繰越しをしております。契約の相手は、黒木ノブエさんで、買受面積7,649平方メートル、買受金額1,759万2,700円でございます。高森近隣公園は、面積約2.8haで、サッカー場なら1面、ソフトボール場なら2面とれる多目的広場として、また駐車場(60台分)、トイレも整備をいたします。以上で補足説明を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

これから、本議題について質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員(河野 幸夫君) 議案75号「財産(土地)の取得について」質問いたします。これはですよ、あの、先ほどから出てました大久保地区の財産取得と、こう、照らし合わせてですね、高いような気がいたしますが、その辺はどうでしょう。

○総合政策課長(諸橋 司君) ええっと、高森近隣公園のですね、取得金額につきましては、平米2,300円で買い受けを予定しております。以上です。

○議員(河野 幸夫君) 土地価格は、ええっとこれは、山林で、7,649平米ですよ。で、取得価格は1,759万2,700円。と、大久保の場合は、面積的にも9,823平米あるんですよ。それ、それと比べてですね、随分高く購入されてるような気がいたしますが、その辺はどうですかね。

○建設課長(村井 俊文君) 河野議員の御質問にお答えいたします。あの、高森近隣公園のですね、ま、用地の単価につきましては、鑑定を入れております。あそこはあの、前はですね、山

でしたけど、あの、残土で埋めてですね、今、雑種地になっております。で、それで鑑定評価がですね、ええ、ま、あそこの県道沿いでございますが、平米の7,800円ということですね、出ております。今回の2,300円につきましては、これは平成10年度にですね、あの、住宅用地で、後牟田の遺跡が出まして中止になってますが、あすこの単価が2,300円でございますので、あれを参考にして買収しております。以上です。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、総務常任委員会に付託します。

日程第 3 議案第62号 「川南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を定めるについて」

日程第 4 議案第63号 「川南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の全部改正について」

日程第 5 議案第64号 「川南町臨時的任用職員の分限に関する条例を定めるについて」

日程第 6 議案第65号 「「財政事情」の作製及び公表についての条例の一部改正について」

以上、4議案を一括議題とします。これから、本4議案について、質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 議案第62号について、「川南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を定めるについて」を質問いたします。この条例は、何のためにこの条例が必要なのか。この条例によって、どこの職場に何の職種が採用されるのか、今後このような形での職員採用になるのか、お尋ねします。

○総務課長(吉田 一二六君) 内藤議員の御質問にお答えしたいと思います。議案62号につきましてはですね、専門的な知識、経験等を有する者を任期を定めて採用する場合の条例でございます。当面ですね、町では該当する箇所はないと思いますけども、将来的には、ま、あの、栄養士さんとかですね、保健師さん、そちらのほうが該当してくる可能性があるということですね、条例を整備させていただいておくものでございます。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 当面は、このような職員は採用されないということですね。今後、あの、不安定的な、あの、職員の採用になるんじゃないかと心配しております。あの、不安定な職種っていうか知らん。今、栄養士とか、あの、保健師とか言われましたけど、かえってあの、いろんな、形態の採用になって混乱が生じるんじゃないかって心配してるんですが、そのようなことはございませんか。

○総務課長(吉田 一二六君) 内藤議員の御質問に再度お答えしたいと思います。今のとこ

ろですね、臨時で雇ってる関係等もございまして、今のところですね、そのようなことを考え、そのようなことはですね、ないというふうに思っております。以上です。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

○議員(児玉 助壽君) この、議案第66号、これはまだですか。どうもすみません。

○議長(山下 壽君) これで質疑を終わります。お諮りします。ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本4議案は、総務常任委員会に付託します。

日程第 7 議案第66号「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」

日程第 8 議案第67号「川南町東地区運動公園条例の一部改正について」

以上、2議案を一括議題とします。これから、本2議案について、質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員(米山 知子君) 議案第66号「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」について、質問いたします。この中で、屋内施設の別表第4表、屋内施設の中の屋内施設、屋外施設と分けてありますが、屋外施設の中で、屋外運動場(小学校等)、使用料1月当たり電力等を使用するとき1,000円ということが新たに設けられております。これの根拠をお伺いしたいと思います。それともう1つ、備考の中で、利用団体等がそれに類似する施設を使用する場合を含むと書いてありますが、類似する施設とは、どういう施設を言うのかということをお尋ねいたします。それとあわせて、この第、ごめんなさい、第3条は載ってないですね、今回は。よろしいです。以上の2点についてお伺いいたします。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) ただ今の米山議員の御質問にお答えいたします。以前から懸案でありました、屋内施設と屋外施設が使用料が、屋外施設は取っていないということで、公平性を考慮いたしまして、提案させていただきましたが、この1,000円の根拠であります。ただいまあの、十文字のほうでメーターをつけて、以前からスポーツ少年団が利用していますけれども、この金額が年間で1万2,000円でありまして、それを参考に1,000円とさせていただきました。で、本来なら、あの、メーターをつけて徴収、あの、使用料を取るというのが一番いいのかとは思いますが、ま、自動販売機みたいに、あの、業者さんに貸す場合は、メーターをつけて使用料を取ってますけれども、ま、スポーツ少年団ということで、使用するのがスポーツ少年団ということでありまして、電球そのものも、各スポーツ少年団で負担しておりますし、見積もりを取りましたら、平均で3万円ほどかかるようでございます。それまで取って、あの、スポーツ少年団に負担をさせるのは妥当ではないということで、ええ、考えておりまして、実際の使用料を参考にした1,000円ということで決めさせていただいております。それから、第2点目の、利用団体等がそれに類似するものということでありますけれども、これはあの、学校、学校の中で、東小、今あの、スポーツ少年団が使用しているところが、東小、それから、川南小学校、通山小が使用しているわけですね。

れども、通山におきましては、あの、通山小学校でも野球が使っておりますけれども、その横にあります通山農村公園では、サッカーが使っております。で、ただいま農村公園においては、使用条例がないということもありまして、類似する施設ということで、この農村公園の分についても、この 1,000 円ということで、使用料を取らせていただきたいということで、提案させていただいております。以上です。

○議員（米山 知子君） あくまで十文字農村公園のスポーツ少年団が使用している金額を参考にしているということですが、その上の屋内施設の中では、いわゆる屋内運動場、小学校の場合には、電力を使用するときは 1 時間当たり 150 円という、非常に細かな時間設定がなされております。これの根拠とあわせると、また長くはなると思いますが、この屋内施設を使用する場合、屋外施設を使用する場合、それぞれ同一の根拠でないと、私は公平性を欠くんではないかと思います。その点について、屋内施設と屋外施設との公平性の問題について、お考えをお聞きたい。あの、屋外施設の中、いま、使用するのはスポーツ少年団ということと言われましたが、第 3 条の中に、今回の改正の中には載っておりませんが、第 3 条の中に、町長が特別の事情があると認めるものについては、使用料を減免することができるとあって、規則が、減免措置に関する取扱基準というのも設けてありますが、こういうことは、この屋外施設の中、屋外施設使用料には含まれないのでしょうか。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） え、ただいまの米山議員の質問にお答えいたします。まず、屋外施設と屋内施設の金額の算定の仕方が確認できないということですが、ええっと、一応あの、参考までにですね、各小学校の体育館の電球を確認させていただきました。その中で、東小、山本小、多賀小が 15 個電球がついております。それから、通山小については、ちょっと電球が大きいのだと思いますけれども、8 個、それから、川小については 18 個の電球がついております。屋外施設については、東小においては、大が 3 個。通山小については、小が 4 個。それから、川小においても、川小においては、大が 1 個ついておるんですけども、その電球の数を勘案してみましても、ま、屋外施設は 5 分の 1 ほどの電球なんですけれども、それで、まあ、一応、算定しますと、60 円の 2 時間。その月、週に 2 回使用したとして 9 回、それで 1,080 円になりますので、屋外の施設の電気料と、ほぼ月としては同じくらいになるかと考えております。ま、屋内施設についても屋外施設についても、それぞれ電球の数は違います。先ほど言いましたように、本来ならメーターをつけるのが一番いいんですけども、負担が大き過ぎるということで、この額にさせていただきました。それと、もう 1 点ですけれども、3 条の中で減免があるのではということですけども、これについては、減免は考えておりません。

○議員（米山 知子君） はい、今あの、屋内運動場と屋外についての電球の個数でしたけれども、これはワット数とかも同じものとしてカウントしてあるのでしょうか。消費電力的なものの考え方でされたのでしょうか。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） ただ今の質問にお答えします。え、そのような詳細なワット

数までは勘案しておりません。先ほど言いましたように、今、体育館施設が使用料が100円、それから、電気量が1時間当たり50円となってますけれども、そのやつ、その分については、それぞれ、やはり、学校でも電球の数が違ってるということで、トータル的に金額を設定するのがいいかと思ひまして、1,000円とさせていただきます。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(児玉 助壽君) ええっと、この、第66号、この東地区の運動公園条例の体育館の、こらあ、使用料が出とるが、これは、いつから体育館が町のものになったと。議会の議決を受けてなっとるの。

○総務課長(吉田 一二六君) 児玉議員の御質問にお答えしたいと思います。現在ですね、東の体育館につきましては、あの、救済のお願いが出てきてる状況でございます。それ、出てきてる状況で、それに対してあの、受納するということのですね、今準備をしているところでございます。以上です。無償譲渡に関しましてはですね、地方自治法96条関係のですね、議会の議決は要しないというふうに理解をしているところでございます。それから、条例改正等につきましてはですね、1月1日から施行していくということになっております。以上です。

○議員(児玉 助壽君) これを見つと、この電力を使用するちゅうとこがあるが、これは、光熱費は入っとるわけやが、これは。電力は光熱費に入るわけやろうがね。電気は。ちゅうと、これは、地方自治法96条関係で、負担付きの寄附又は贈与及び権利の放棄について、議会の議決は歳入歳出予算と関係がなく、常にこれを要するものと解する。本条第1項第9号にいう負担付きの寄附又は贈与の意味は、寄附または贈与の契約に付された条件そのものに基づいて、地方公共団体が法的な義務を負い、その義務不履行の場合には、その寄附又は贈与の効果に何らかの影響を与えるようなものをいうのである。したがって、土地建物の、建物その他設備資材等の寄附受領により、将来保険料及び設備使用のために、光熱水費の負担を生ずるような寄附又は贈与について、かかる性質の義務の履行を条件として付するものでない限り、負担的寄附又は贈与に該当しない、とあるけどん、光熱水費を使うたら、負担的義務ってなっとるわけじゃが。これ見つと、そういう何にはなっとらんけど、都合のええとこばかり、これは、あの、抽出してあんたたち言いよるけど。こっちじゃあ、寄附、負担付き寄附ち解釈になっとるが。と、これは、これによるとよ、単に寄附者が使途を希望したのみ、寄附、指定寄附、(指定寄附)や、寄附等の結果、反射的に維持管理費が発生する場合などは、負担付きの寄附または贈与に当たりません、とあるけど、これは、維持管理費じゃないもんね、光熱水費じゃかい。で、議会の議決を経ずして負担付き寄附(譲渡)を承諾し、受領した場合は、首長の寄附採納の権限がない、無権限者の意思表示となり、契約は無効となると考えられます、とあるが、こっちじゃね。そうじゃから、これは、議会の議決を得とらんから、この、使用料も取ることはできんがよ、無償譲・・・、これは、どんげなつと、これは、ま、監査委員も地方自治法に詳しいから、監査委員にも聞くが、これは、無償譲渡の、これは、負担付き寄附にならんとですか、この体育館は。おれは、前、ずっと、議案の臨時議会の

ときもおれは、建物を負担付き寄附を、同時に議決するべきじゃって、まあ、言いよったが。で、これは、この前の議運のときも言うたっちゃけど、それ無視してあんたたちやっとするが。議会の議決をなし崩しにしよるっちゃねえ。ほんまにええ加減なことばっかりしとることあるがよ、都合のええ解釈でしよるけど、こっちじゃこんげなっとするわけじゃが。こらあ、解釈の仕方でいろいろあるかい訴訟問題が起きるわけじゃけんどん、やっぱ、ちゃんと手順手続を取ってせな、今度、予算の中に2万1,000円の、あの、歳入が出とるが、この予算書自体がだめになりますよ。

○総務課長(吉田 一二六君) 児玉議員の御質問にお答えしたいというように思います。負担付きの寄附または贈与に関することでございますが、これに関しましてですね、地方自治法関係実務事典というのがございます。その中でですね、名古屋、名古屋のですね、名古屋の市議会の事務局長が、あの、自治省のほうにですね、照会文書がございまして、その回答をちょっと読みさせていただきますと、「負担付きの寄附又は贈与は、寄附を受け入れる際に何らかの条件が付され、この条件を団体が履行しないときは、その寄附又は贈与の契約が解除され、返還義務を生じるようなものをいうものであるから、例えば、土地建物の寄附を受けるについて、今後これらの維持管理費が相当必要であり、これらの負担が団体にかかることが予想されるような場合等も、負担付き寄附ではない。」というふうに、あの、回答されております。その中で、維持管理費につきましてはですね、光熱費等も含まれるというふうに解釈をしております。以上です。

○議員(児玉 助壽君) あんた、都合のええとこばかりどんどんいくけんどんよ。ここん中に入っと、維持管理費は。維持管理費は負担付きの贈与にならんて書いてある、実際。じゃけど、光熱水費は、負担付きの贈与になるってあるが。そしたら、どっちにしても、先日も一般質問で言うたっちゃが、おれは、あの中で、ま、これがあるから言わんかったけど。もう、将来的に、もう、負担はつくちゅうのはわかっとするけど。あの、おれは、これはもう、光熱水費のなにと、維持管理費とは違うかいね。こらあ、和室、給湯室っち、いろいろあるけど、研修室やなんや。こらあ、給湯室使わんければ水は使い放題になっとかここは。まあ、都合のいいような何ばかりしよるけど。ま、議会の議決がいらんようなことばかり言いよるけんどん。この、無償譲渡して、もし事故やなんやがあつたらよ、あんげな危ないもんを、ただでもろうとって喜んだるわ、議会はばかじゃねえかって、笑われるような結果になるっちゃが。やっぱ、手順、手続踏んどかな、議会は笑われますよ、議会が。水は使い放題で、ただかこれは。

○総務課長(吉田 一二六君) 児玉議員の御質問にお答えしたいと思います。水の使用につきましてはですね、光熱水費として、あの、予算を計上させていただくということになろうかと思えます。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(川上 昇君) あの、生涯学習課長が、先ほど十文字のほうですか、そこを参考に電力料を決めたということですが、ええ、ま、御存じのとおり100ボルト、それから200ボルト、先ほど米山議員の質問の中で、ワット数は見てないと、個数も見てないと、ということだったんですが、

ま、あくまでも電力料、単価が違いますんで、その辺、当然御存じだと思うんですが、根拠としたワット数は、あ、失礼、ボルト数はどちらだったんでしょうか、お伺いします。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) ただ今の川上議員の質問にお答えいたします。ボルト数は 200 ボルトになっております。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○代表監査委員(三角 巖君) 児玉議員のですね、質問でありますけれども、地方自治法そんなに十分に勉強しておりませんので、その分につきましてはあの、答弁ができません。以上です。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。午後の会議は 1 時からといたします。

午後 0 時 06 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

お諮りします。ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本 2 議案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第 9 議案第 68 号「川南町温泉簡易浴場の設置及び管理に関する条例の廃止について」

を議題とします。これから、本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

○議員(中津 克司君) えっとですね、あの、午後の開会前に温泉分析書というのをいただきました。この中で、先ほど詳しい説明はなかったので、この温泉分析書の内容について説明いただきたいというふうに思います。

○総合政策課長(諸橋 司君) 去るですね、11 月 30 日に温泉分析を行いました。あの、あ、すいません、中津議員のですね、御質疑にお答えをいたします。あの、去る 11 月 30 日にですね、10 年に 1 度ということで、義務を、あの、法的に義務づけられております温泉の分析をしております。検査日がですね、温泉の採取日が 11 月 30 日、分析終了の年月日がですね、平成 23 年 12 月 2 日、で、総合政策課のほうにですね、分析結果が送ってきたのが、平成 23 年 12 月 6 日であります。それで、分析結果について報告をいたします。川南温泉につきましては、提案理由説明にもありましたように、平成 10 年 1 月にオープンしております。で、温泉分析のですね、平成 9 年 2 月 13 日に検査した結果の資料をお配りしておりますけど、このときのですね、泉質につきましては、ナトリウム塩化物温泉となっております。で、浴用の適応症としまして、神経痛、筋肉痛はじめ、19 のですね、適応症に効くということで、判定をされております。それから、飲用の適応症ということでもですね、慢性消化器病、慢性便秘に効用があるということで、判定をいただいております。

で、今回ですね、検査した結果なんですけど、今回ののはですね、単純温泉、成分がですね、基準の、成分量が基準ほど入っていないということで、浴用の適応症としてはですね、前回の19適応症から14に減っております。飲用の適応ということ、これは判定上になっておりません。温泉法ですね、第2条で温泉の定義が規定されておりますけど、適応のですね、基準、大きく3つございます。源泉の温度、それから、溶存物質総量、特殊成分、この3つのうちですね、いずれか1つクリアしておればですね、温泉ということになります。平成9年度、平成9年2月のですね、検査結果は、源泉の温度が30度ございました。それから、溶存物質、これは1キログラム中ですね、1,000ミリグラム以上が温泉ということの扱いになりますけど、それが3,679。それからですね、臭素イオン、これ、1キログラム中5ミリグラム以上ということで、平成9年2月の時点では5.5、これもクリアしております。それから、ヨウ素イオン、これが1ミリ以上ということでですね、これも2.4、クリアしております。それからですね、メタホウ酸5ミリ以上、これが11.0。あの、源泉の温度を含めてですね、5つの項目でクリアしております。で、今回、11月30日のですね、検査の結果なんですけど、温度がですね、25.1度。それから、溶存物質、これは1キログラム中1,000ミリグラム以上が温泉という扱いになりますけど、これが559。と、リチウムイオン、これ1ミリ以上になってますけど、0.2ミリグラム。それから、第1マンガンイオン、これは10ミリ以上となってますけど、0.001ミリグラム。それから、ヨウ素イオン、臭素イオンについてはですね、検出をされておられません。で、フッ素イオンがですね、2ミリ以上が1.0ミリグラム。と、メタホウ酸、これ5ミリ以上なんですけど、2.4ミリ、メタケイ酸、31.7ミリグラムとなってですね、今回の検査結果では、温度、温度だけですね、かろうじて25.1度ですので、温泉の判定でですね、温泉法で温泉となるための基準値を示しておるのはですね、この源泉の温度だけっていうことで結果が出ております。以上です。

○議員（中津 克司君） 分かったようなわからんような説明ですけども、結論から言えば、温泉じゃないというふうなことをおっしゃったというふうに思っております。それで、あの、ま、見てみますと、これ見てみますと、浴用の適応症というのが14ありますけれども、この温泉じゃないと、温泉とは認められないということであるけれども、適応症は、これはあるというふうな理解の仕方でいいわけですかね。

○総合政策課長（諸橋 司君） ただいまの御質疑にお答えをいたします。私の説明がですね、ちょっとまずかったようです。先ほどのですね、源泉が25.1度あるっていうことでですね、1つクリアをしているということですので、以前のですね、ナトリウム塩化物温泉っていう判定結果が以前は出ておりましたけど、これがですね、温度だけがクリアしておりますので、単純温泉という扱いになっております。で、適応症につきましては、単純温泉の場合は、14の適応症、以前のですね、ナトリウム塩化物温泉につきましては19のですね、適応症がございました。以上です。

○議員（中津 克司君） この分析表が出る前ですね、私は、何とか継続はできないかと、まあ、あの、採算的に見れば、平成10年から営業をして以来、平成13年の黒字が1回計上された後で、今回、今日までですね、ずっと赤字ということです。平成22年が単年で900万円の赤字ということ

で、累計では6,320万円の赤字を食っております。それで、廃止もやむなしというふうな感じもしておりましたけれども、しかし、ここで、1,600メートル掘削して1億6,000万の経費をかけているというふうなことで、温泉の効用等があれば、町の運営は別にしてでも、民間活力等を利用した温泉の継続、即ち、ま、1,600メートル掘ってあって、今度取水口にキャップして終わりということで聞いているわけですが、ま、継続、あの、温泉の権利ですね、譲渡なり貸与、そこ辺について、何とか継続できる方法は全くお考えはないのか、お伺いします。

○町長(日高 昭彦君) ただ今の中津議員の御質疑ですが、ええっと、今、地権者がいらっしゃいますので、地権者と相談した上で、民間で御利用していただく、そういう方法は可能性として残っております。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(林 光政君) あの、私しゃべる前にですね、ちょっとこの資料で、ちょっとあの小言に聞こえるかもしれませんが、思ったことを言わせてください。まさに温泉ですので、お湯です。何か、お湯、家庭の浴槽に水を張って、薪も入れて、まさに火をつけようかなって思ってる時に、何かこう水を差されたような、ちょっと火をつくるのを待てと言われたような感じがしております。この資料今いただいてですね、もし午前中じゃったら、恐らくあのまま議長が審議しておられたら間に合わなかったじゃろうと僕は思います。で、中身をまた見る、今、ちょっと暇ありませんけれども、後で見ます。まず、質問ちゅうか審議に入ります。第68号「川南町温泉簡易浴場の設置及び管理に関する条例の廃止について」っていう題ですね。簡易っていうことと、廃止っていうのにちょっと引っかかりますけども、今日はあの、多分愛好家の方たちも来ておられるようです。で、私が聞いたところの、愛好家の人たちの声をですね、素直な気持ちで聞いていただきたいと思います。

まず、川南温泉存続を願う愛好家の方たちの声としてですね、私が聞いた範囲でちょっとあの、まとめてみました。入浴料金を上げて、なくさないで欲しい。商品券ならぬ温泉券なるものは発行は考えられないのか。赤字経営は大変なこととは思いますが、赤字になったからやめるでは納得はいかない。無線を使った町内放送など、川南温泉の宣伝または工夫はなされたのか。これはちょっと私たちも耳の痛いことなんですけども、議員、町長、副町長、役場職員は率先して利用すべきではないのか。町関係者の顔が見えない。まだあります。営業時間の短縮する、まあ、午後1時から20時くらいまでとか。また、春のキャンプ、女子ソフトボール部ですね、そしてまたあの、冬場にはあの、キャベツとか白菜などの収穫にいろいろ作業される方が毎日のように利用されます。まあ、借地料金の見直しなども言われた方もいらっしゃいますが、などなどを言っておられます。これはもう、一部です。で、重ねて私の所見ですが、温泉イコール福祉とは、ちょっと違うような考えの職員さんもおられるようですが、私は、お年寄りに対する1つの福祉の事業であると考えてもいいと思います。利益が上があれば、これに越したことはないと思いますが、町民のいやしの場として、町民の語りの場として、また、お年寄りの楽しみの場の1つとして残しておいてもいいと思います。2、3年から4、5年ぐらいの様子を見るという方法もあるのではと思いますが、山有との和解金の

思いをすれば、いまずぐの閉鎖はいかなものかと思います。継続の審議を要望いたします。ちょっと待ってください。先輩議員さんたちは、このような内容は知っておられたかとは思いますが、私は自分の勉強不足と思いながらもこの資料をですね、2回いただいております。1回目は9月の14日、一般会計決算の審査特別委員会、2回目はこの11月4日ですね。私に言わせれば、1回目は川南温泉簡易浴場今後の方針について、1から、沿革からですね、11、温泉施設の方向性について云々という説明がありました。2回目の資料では、閉鎖スケジュールですよ。利用者の調査状況などは、詳しくは、私は、これ、載っておらないと思います。しかも、その調査がですね、夏です。利用者の冬場に比べて明らかに少ないと思います。利用率にしてもですね、町民人口とあります。赤ちゃんも、体調を壊して病院に入院をしておられる方もホーム等の施設に入所しておられる方も、すべてひっくるめた総人口比と私は思います。同じ調べるなら、付け焼き刃的な調査ではなく、大切な資料ですので、ちゃんとした資料を出していただきたい、そう思います。以上です。これはあの、声として聴いて下さい。

○議長(山下 壽君) 林議員、質疑じゃないと。林議員、あの、質疑ですから、質疑する目的はきっちり言わないと、答弁者も答弁ができませんのでね、質疑したいことをちゃんと。

○議員(林 光政君) 継続審議というような方法で、いまずぐ閉鎖ということに持って行くのではなくてですね、そういうことには持って行けないのでしょうかということを私あの、今申したいわけなんですよ。

○議長(山下 壽君) 暫時休憩します。

午後1時16分休憩

午後1時18分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

○議員(林 光政君) え、慣れないものですから、お恥ずかしい限りでございます。ええっと、今、私が申しましたことは、一応あの、皆さん聞かれたと思います。それについて、町長、まあ、関係課長でもいいですけども、どちらか、今後どのような考えですね、ま、これ今日、案で出ておりますから、そういうちょっと意見発表ということじゃないような話、今されましたので、お答えお願いいたします。

○町長(日高 昭彦君) ええと、ただいまの御質疑ですが、今あの、いろんな思いを読んでいただきまして、まさにですね、日本国民の、私も含めてですね、多くの日本国民が温泉が好きである事実はもう十分承知しております。私もその1人でありますし。そしてもう1つの事実として、全国の自治体で、やはり温泉をつくった時期が確かにありました。その自治体の多くがその処理を苦慮して、今まさにそういう時代を迎えております。そして、先ほど、状況説明は総合政策課長にさせますが、今、何を考えればいいのかということで、その、温泉を残す方法、町としては非常にこれはもう厳しいということで提案させていただいております。残る方法は、そのあとどなたかにお願いするとか、そういう選択肢はあると先ほどお答えしました。状況は総合政策課長に説明させま

す。

○総合政策課長(諸橋 司君) 林議員の御質疑にお答えをいたします。川南温泉につきましては、平成10年1月にですね、野田にオープンし、14年目を迎えております。当時は施設移転も視野に入れてですね、温泉用地を借地し、簡易浴場としてですね、営業を開始しております。その後ですね、財政的なこともあり、建てかえとか大規模改修もしておらずですね、温泉施設や各種機器類の老化が著しく、年々ですね、修繕費用が増加傾向にあります。一方、私どもの努力も足りないんですけど、利用者数についてはですね、減少傾向にありまして、当然ながら温泉利用料も減少しております。その結果ですね、歳出の超過になり、財政的に厳しい状況でもございます。ただあの、今回はですね、収支が赤字っていうことだけでですね、廃止の提案をしているわけではありません。今回温泉を廃止する判断をいたしましたですね、一番の理由なんですけど、建屋のですね、安全性について、もう危惧をされているところです。先ほど申しましたように、川南温泉施設は簡易施設として建設をされていたためにですね、主要構造部ですね、柱とかはり、それがあの、プレハブ用の軽量鉄骨でできております。で、これ以上ですね、耐える状況ではありませんので、一時的な改修とか修繕は無理と考えており、このまま営業を続けることは困難ということですね、判断いたしまして、利用者にとっては大変厳しい判断ではありますが、何とぞあの、御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(竹本 修君) 2、3点質問をさせていただきたいと思いますが、この川南温泉につきましての、ま、分析の結果ということで、今日いただいたんですが、今、同僚議員の中からということでありましたが、やっぱり急激な、こういった分析結果が出まして、その時点で、ちょっとこういう結果をですね、事前に調査して、こういった条例等につきましての考え方ちゅうものであるべきじゃないかというのが1点ですね。それともう1つ、この結果に基づいて、川南温泉という温泉の言葉使いは、あの、先ほど町長も言われましたけど、民間がやるにしろ行政がやるにしろ、こういった表示はできるものか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○総合政策課長(諸橋 司君) 竹本議員の御質疑にお答えをいたします。まずあの、1点目なんですが、温泉のですね、分析書について、今日の配布になったことは、申し訳なく思っておりますけど、あの、今年がですね、ちょうど10年に1度の法的検査の年になっておりました。それで、11月の30日にですね、先ほど申しましたように検査を宮崎県衛生環境研究所に依頼をしてですね、検査結果を先週いただいたところでございます。で、まああの、もう少し早いときにお配りしとけばよかったんですけど、第1点目についてはですね、申し訳なく思っております。それから、第2点目のですね、川南温泉についてですが、分析の中で、いろいろ項目がありますが、その中のですね、1つでもクリアをすればですね、温泉ということで大丈夫ですので、まあ、あの、成分については判定の基準を下回りますけど、温度についてはですね、かろうじて25.1度ございますので、単純温泉として表示ちゅうかですね、営業することはできると思います。以上です。

○議員（竹本 修君） 温泉についての取り扱い方、文書じゃないけど、分析書の配布につきましては、一応了解をしておきたいと思いますが、今現在と言いますか、私たちに説明されましたのは、今、同僚議員も言いましたけど、今までの経費、それからあの、設置当時の経費等につきましては言われたとおりなんですけど、現在、年間に、去年は口蹄疫でちょっと稼働日が少なかったということで、通常よりも減額じゃないけど、そういった必要経費がなかったということでございますが、確かに、財政的には私も非常に危惧をしてる1人でございます。しかし、あすこの場合につきましては、まあ、当初から、借地という形で、これが私は一番のネックじゃなかったかというふうに思ってます。ま、そういうことがありましての考え方、それに基づくところのですね、ちょっと質問をさせていただきたいと思いますが、先ほど町長が言われた、民間がやる場合については、そういった形については、いささか反対するものではございませんという答え等がございましたけど、それらにつきましても、町の行政指導といいますか、そういった形につきましては、どのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 先ほど私が申し上げました民間のことについてでありますけど、具体的には、まだ手続きも何もしておりませんので、この場では発言できませんけど、可能性はあると信じております。

○議員（竹本 修君） ま、3回目ですので、これはあの、申し上げて、返答ができるものにつきましては返答していただきたいと思いますが、まあ、私は、午前中の一般質問でも申し上げましたけど、これから先には、地元への説明、それから関係者への説明、そういったものを重視していかなければですね、やはり、今後の行政運営につきましても、特にこういった温泉、町民に行き渡るような施設でございますので、利用者につきましても少のうございますけど、そういったことで、非常に危惧をそこ辺あたりはしております。さらに、ま、こう言うては失礼ですけど、長寿会じゃないけど、そういった年配者、それと地元への、先ほど言いました、民間にする場合については、特に、地元への交通アクセス、それから、排水のアクセス等を十分に考慮された上で今後の指導をやっていきたいというふうに思いますが、そのあたりの答弁を求めて質問を終わります。

○町長（日高 昭彦君） ええと、ただいまの御質疑ですが、地元への説明、午前中の質問でもありましたとおり、やはり、これからそういうところを一番大事にしていくべきだと考えております。これからできることは、当然していくことを考えております。あと、例えばアクセスとかの、いう仕付けでございますが、現在においては、まだそれはお答え、まだ考えておりません。まだこれからの検討だと思っております。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（米山 知子君） 私は、この議案第68号の、この川南温泉の条例の廃止についてという議案をいただきました折に、たくさん地域の方からも、非常に川南温泉はいいと、泉質がいいということを伺っておりましたので、まあ、この廃止についてはもう一度さらに検証しなくてはいけないと思って、いろいろと勉強をさせていただきました。で、この分析書も議案熟読の日に、実は所

管課でいただいて、それなりに見させていただいておりました。で、結局、私、結論として言いますと、あの、さっきも課長がおっしゃいましたが、赤字だからということがまず前提ではないと。やはり高齢者がこれだけ喜んで使っていらっしゃる施設であれば、まあ、あの、たとえ赤字であろうとも、やっぱりしなくてはいけないものもあると思うんです。ただそれが、一番大元にある川南温泉がオープンした当時の温泉であるかどうかというの、今、私たちは、現在の時点では一番考えなくてはいけないことじゃないかと思います。それで、もう一度先ほどの確認になりますが、結局は温泉法で言う温泉という3つの定義の中でクリアしてるのは、湯温が25.1度、0.1度クリアしていることだけで温泉と表示できるということだけで、あと、成分的には温泉ということは名乗れないというような現実であるということ、まず、それをもう一度確認の意味で、もう1つ確認したいと思います。それともう1点は、これだけ愛好者がいらっちゃって、ま、確かに高齢者の方に至っては、憩いの場になっておりますが、温泉自体で、例えばこの今の状態を、他の何かで代替えをする、例えば、近隣には、木城町のゆらら温泉とか、高鍋の明倫の湯、西都温泉などありますけれども、そういう温泉を、今まで川南温泉を愛好されてきた方たちが、やっぱり温泉はいいよということで、高齢者の方たちが利用できるような、利用しやすいようなことを町の施策として取り組んでいけるのかどうか、ま、そのあたりの2点についてお伺いをしたいと思います。

○総合政策課長(諸橋 司君) 米山議員の御質疑のお答えをいたします。あの、温泉法です、ね、第2条に定義が規定されておりますけど、温泉法の基準への適応の3つのポイントが上げられております。先ほど説明しましたように、温泉の温度、それから、溶存物質総量、特殊成分、これらの項目のうちです、ね、1つでもクリアをしておけばです、ね、温泉という扱いになります。で、川南温泉については、源泉の温度が25.1度で、25度を上回りますので、この温度だけクリアということになります。以上です。

○町長(日高 昭彦君) 追加で、もう1つの質問のほうですが、今後の町としての対応、ま、今後考えられることは、現在定期バス等走っておりますが、そういうことに関して、木城まで足を延ばすとか、そういうことは、今後検討できると考えております。

○議員(米山 知子君) 今、あの、今後の対応についてということですが、今、川南温泉の入浴利用料は300円、それから、周りの木城町、高鍋町、西都、ともに確か500円だと思うんです、ね。やっぱその差額の200円っていうのが、非常に高齢者の方にとっては、大きな、特に愛好者で、月に何回も、週に何回も行かれるような方にとっては非常に大きな負担になるんじゃないかと思いますが、その、足の確保というだけではなく、そういう経済的な支援については、一応確定ではなくて結構ですけど、どういうふうなお考えでいらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

○町長(日高 昭彦君) 現時点においては、申し訳ありませんがまだ考えておりません。まあ、それも含めて今後の検討課題だと思っております。

○議員(米山 知子君) あの、ま、福祉の分野にも入ると思いますが、現在、はり、マッサージ、そういうので補助券というようなものを出されております、ね。ですから、そういう扱いなどして、やは

り高齢者の方の楽しみというのを、やっぱり、できるだけ、町の財政ももちろんありますから、無制限にということとはできないと思いますけれども、やっぱりできるだけことはして、そういうことで、今まで利用された方たちが、やっぱり温泉はいいねというような気持ちを味わっていただけたらと思いますので、その辺の検討を十分をお願いしたいと思います。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 川南温泉利用者の意見及び要望書を見られましたか、町長さん。お尋ねします。それと、今回の提案理由を説明されましたが、本当に納得できません。今回の提案理由っていうのは、本当に簡単に説明されていますが、納得できるものではありません。あの、最初に温泉をオープンした時の計画は、なぜ実行されなかったのか。14年経過して、老朽化がしたから廃止すると、本当に簡単な説明です。これまでどのような対策、努力をされたのかお尋ねします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御質問にお答えいたします。2点あったと思いますが、まず1点目につきまして、要望書のほうは読みさせていただきました。それから、この温泉の、細かい今までの経過については、総合政策課長に補足させます。

○総合政策課長(諸橋 司君) 内藤議員の御質疑にお答えをいたします。あの、先ほどですね、説明したようなことですね、まあ、提案理由の説明にもありましたとおり、あの、内容については、同じような内容なんですけど、今まで担当課として、どういうことをしてきたかっていうことになりまして、オープン当時はですね、温泉利用の働きかけとして、敬老会、国民健康保険事業などですね、温泉の入浴券配布を行っております。またあの、福祉バスを使って長寿会のメンバーのですね、川南温泉への送迎も実施しております。で、なぜ14年を迎えて簡易施設のままであるのかということにつきましても、先ほど御説明いたしましたように、財政上の問題としてですね、そういう取り組みができなかったということです。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 川南の宝の資源として、温泉を活かしたまちづくりはできないのか、あの、先ほど同僚議員が質問に対して、民営化などまだ考える余地はあると言われましたが、温泉の温度が下がって燃料費が3倍になったと言われますが、太陽光利用とか、燃料費を下げる工夫っていうものもできるのではないのでしょうか。利用者が少ないと言いますが、最初のうちはいろんな手だてがあって、たくさん来てて黒字だったと思います。黒字っていうことで運営ができていたんですから、それを継続すればよかったなと思うんですけど、最近では、そういう補助券とか、そういうものは出されていませんよね。あの、宣伝も、温泉の看板ですか、道端にありますけど、小さくて、私は友たちに説明しても、行き過ぎてしまって、木城まで行ったとかあるんですよね。そういう宣伝の仕方も悪いと思います。もっと……。廃止ありきで、もう、廃止の提案ですので、廃止か継続か、まあ、そのことだけに絞られるのかも知れませんが、本当にあの、お年寄りが利用しているあの状況を見てもらったと思うんです、こないだ町長さんも入りに来られてましたので、分かったと思いますが、本当にお年寄りの人たちの憩いの場である川南温泉をですね、本当、川南町の宝

として活かしていけば、川南町の活性化に私はつながると思うので、もう一度廃止ありきではなくて、考え直してもらいたいと思うんですけど、こういう提案ですので、右か左かになるとは思いますが、残すことで民間の活用ができないのか、民間への委譲とか、委託は考えないのかっていうことを、もう一度確かめておきたいと思います。いかがでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) まあ、いろんな御意見をいただきまして、例えば、温度が低いなら、油だけでなく太陽光を使ったらどうかと、まあ、そういったことも含めまして、私が就任して7カ月が過ぎましたが、いろんな面で今、気づいてることがですね、思っていることが、やはりもっと過去に努力ができたんでないかということを痛切に感じてるのは、正直な気持ちであります。今までの分に関しては、もう後戻りはできませんけど、今後、やはり他にも、竹本議員にも言われましたけど、まず先に説明をして、努力をして、自分たちでそういう宣伝をする、そういう営業努力をする、こういうことはこれから非常に大切なことだと思っております。それから、委託という言葉だけを追いかけますと、現在シルバーに委託しておりますので、町としては手は出せないとなると思いますが、その後の話はまだ可能性はあると思っております。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 町民の健康増進の場としての温泉っていうのがあると思うんですよね。あの、本当、私自身も足が痛くて、立っているのが、こうして立っているのがつらい時期がありました。そして、温泉に行きました。300円の温泉料ですけど、本当に治って、今、喜んでいます。あの、その体験があってですね、川南温泉じゃなくて他の温泉でもいいんじゃないかって言われますが、本当に川南温泉にきている方々は川南温泉を残して欲しいと言ってる気持ちをどうぞ汲んでいただきたいと思います。それで、あの、健康増進っていうことを、温泉を利用した健康増進っていうことを、もう少しあの、考えていただきたいっていうことを訴えたいと思います。これはもう質疑にはならないと思いますが、皆さん行ってみて、本当に温泉の良さっていうのは分かるんですよ。温泉に入ったことがない人は、川南の温泉が本当にいいなあっていうことが分からないと思いますが、遠くからみえてる方は、この、今日、温泉の内容が温泉じゃなくなったよって言われましたけど、遠くから来てる人はですね、つくづく川南温泉はうらやましいっていうことを言っておられます。どうぞこれを活かして、川南を温泉を宝にするような施策っていうのをもう一遍考えて欲しいと思いますが。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(児玉 助壽君) この、大久保の農協の跡地が、請願が採択されて、請願の尊重して買うことになったて言いよったが、これの存続する請願が出て、もし採択されたら、尊重して、あの、存続させますか。

○町長(日高 昭彦君) ただ今の児玉議員の質問でございますが、請願書が出たものすべてを承諾というのは、それは厳しい問題だと思っておりますが、当然そのときに、何のために、どういう目的であるのかというのは、論議する必要があるかと思っております。大久保に関しましては、スポーツランド構想というものに合致したという点で、議会のほうに上げさせていただきました。以上で

す。

○議員（児玉 助壽君） まあ、先ほどの質問でですね、大久保の件に対しては、明確な費用対効果やなんや、経済効果なんか出とらんわけですが、これは町長の才覚、裁量で請願はどうにでもなるわけですが、やっぱり、その、請願を尊重するちゅうようなことを書いとっとですよね。今回のこれ、これは、請願で出た場合は、困りますよ、町長。ある時は、あつちは請願が出たから尊重して買うた。今度こっちが出たら、ほんならあの、費用対効果面で何じゃかいしてよ、都合のええときばっかりそんげな何を言いよったら、町民が納得しませんよ。ちゃんと費用対効果を出して、こうこうじゃかい、土地を取得するなら分かるけどん、この、こんなのでも、請願で採決されたらよ、そういうふうになりますよ、町長。請願で出たら存続さするかって言いよっとよ。うん。答えになつとらんわ。ほんじゃかい、もう、最初、存続、存続させんとやろ。うん。請願が出たら。請願が出てん。議会が、まあいいわ、おれはもう1回あるから言うけどん。議会が、そらあ、もう反対の人が多いかも知れんけどん、もし請願で採択された場合は、ね、前んようなその、答弁、今度の何でん、都合のええときだけ、その、費用対効果がね、いろいろ理由つけて、あの、請願が出てんでけんようなこつ言いよるけどん、あっこじやって一緒ですよ。やっぱり、ちゃんと、ものは人、町民に分かるこつ説明せん、あの、存続じゃの、廃止じゃのって、言うとは、言うことはできませんよ。もうじゃかい、存続せんわけですね、請願が出てん。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございますが、請願が出れば、当然論議すべきことだと考えております。その場その場で区別をすることなく、すべてに討議するべきだと考えております。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（河野 幸夫君） 議案第68号「川南町温泉簡易浴場の設置及び管理に関する条例の廃止について」、ま、これは先ほどから同僚議員が言われておりますけれども、先ほどの町長の話では、これからこういったものを住民に説明していきたいというようなことだったようですが、ま、これまで以前にですね、十分な説明をされたかどうか、ちょっとお聞きいたします。

○町長（日高 昭彦君） 河野議員の御質問にお答えします。ええ、これまでに、住民の皆様十分に説明したかどうかという質問に関しては、十分であったとは言えないと思います。ま、あの、私が先ほど申ししたのは、今までいろんな何回かの議会のうちに、こういう直面しておりますが、すべてを含めて、先に先に、やはり事前に、これからそういう問題は十分に説明することが必要であると申したつもりであります。今回については、特にいろんな場所で説明したが、足りてたとは思っておりません。

○議員（河野 幸夫君） ええっと、この条例はですね、平成24年の7月1日から施行するとなっております。ほいで、これから先、ま、今、町長の話では、説明するということでございますので、十分に住民に説明していただきたいと思いますがどうでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 必要な説明は十分にしたいと考えております。以上です。

○総合政策課長(諸橋 司君) ただ今のですね、あの、住民説明の件なんですけど、担当課としてですね、十分な説明ができていないことはですね、お詫びしたいと思います。こちらから、地元とか利用者のほうに出向いてですね、説明会は開催しておりません。ただあの、利用者の方がですね、役場のほうに3つのグループが見えたと思うんですけど、その方たちにはですね、ちゃんとあの、今の状況を説明して、あの、理解をしてもらうようお願いをしたとこです。それから、先週のですね、12月7日の区長会のときには、温泉、川南温泉についてのですね、説明はしております。以上です。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、総務常任委員会に付託します。

日程第10 議案第69号「平成23年度交付建設第2-A109-1号松原・通山線松原下橋上部工事請負契約の変更契約の締結について」

を議題とします。これから、本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(濱本 義則君) この、議案第69号の契約の変更については、使う、使用する材料の変化による減額だというふうに思っております。でまあ、あの、その中で、クラッシャーから近くの土を使うということになっております。で、まあ、当初設計段階では、恐らくクラッシャーを使いなさいということになった、だったと思いますけども、これ、変更するのはですね、設計者が言ったのか、それとも施工者がこれをやりますよと言ったのか、その辺ちょっとお聞きしたい。

○建設課長(村井 俊文君) あの、設計者でございます。川南町でございます。

○議員(濱本 義則君) それではあの、設計は川南町でおやりになったんですかね。そうすかね。はい。ええっと、その間におきまして、この材料による、強度は別といたしまして、いわゆる今問題になっております、いわゆる耐震性、この辺の、なんてんですか、調査って言いますか、それは十分もう調査なさいましたか。

○建設課長(村井 俊文君) 濱本議員の御質疑にお答えします。耐震性につきましては、橋がですね、耐震性には該当します。道路につきましては、路床の支持力、CBRというのがあります。それに基づいてですね、まあ、当初はクラッシャーランということだったんですけど、高森近隣公園から良質のCBR4ぐらいのですね、ちょっと検査をしまして、それが出るということで、まあ、これの方がコスト的に安く上がるということで、今回流用し、向こうのほうに持って行ったわけです。以上です。

○議員(濱本 義則君) まあ、今の御返答の中で1つ気になることがあるわけですけども、橋は耐震でぴしゃっとしておりますよと、ところが、道路はその規定にありませんからというふうに私は受け取ったんですけども、もしそうであるとすればですね、今度の大震災のような、想定外というこ

とまで今度また出てくるわけですね。で、そこ辺を確認したかったわけです。終わります。

○建設課長(村井 俊文君) 濱本議員の御質問にお答えします。道路につきましては、あの、ま、A交通とかいろいろございます。B交通とか。それに基づいて、ま、路盤から表層までのTAと換算します。等値換算係数としまして、それを満足すればいいというふうになっております。道路自体については、もう耐震性はないと、ただ、交通量によって、その断面、路盤とか、舗装厚が決定してきますので、そういうことでございます。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第11 議案第70号「平成23年度川南町一般会計補正予算(第5号)」

日程第12 議案第71号「平成23年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)」

日程第13 議案第72号「平成23年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)」

以上、3議案を一括議題とします。ここで、上下水道課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○上下水道課長(新倉 好雄君) 議案第71号の御審議に入っていただく前に、誠に恐縮でございますけども、議案第71号「川南町水道事業会計補正予算(第1号)」の、5ページ、平成23年度川南町水道事業貸借対照表の修正をお願いしたいと思います。この5ページの上から2行目、括弧書きで、(平成24年3月31日)というふうに記載してありますものを、(平成23年11月30日)に訂正をお願いしたいと思います。理由につきましては、当初、議案としましては、平成23年度の決算予定基準日をこの括弧書きの中に記載しておりましたけれども、この貸借対照表の中身が、平成23年11月30日現在であることに照らし合わせて、今回修正のほうをお願いいたします。遅くなりまして大変申し訳ありませんでした。平成24年3月31日を修正していただいて、平成23年11月30日です。当初は、平成24年3月31日というふうに記載してありましたが、修正は、平成23年11月30日です。以上であります。

○議長(山下 壽君) これから、本3議案について、質疑を行います。質疑はありますか。

○議員(児玉 助壽君) ええっと、「平成23年度川南町一般会計補正予算(第5号)」のこれは11ページ、この東地区屋内施設使用料2万1,000円ですよね、ま、先ほどもこれは、地方自治法96条の9項、執行部と私との見解の相違ちゅうか、平行線で終わったわけですが、まあ、監査委員に対してこの、中立の立場でですね、これが、あの、96条の解釈について伺ったところじやったっちゃけんど、まあ、地方自治法に疎いから分かんんと言うような答弁じゃったが、これは、わたしが言うこつ、自治法96条に抵触しとったら、監査請求もんの予算じゃと思うがよ、この、監査委員の答弁じゃったらこれは、監査請求することはできんってしまうが、こういう状態で、あの、

町の行政のやりくりがでくつとですか。

○代表監査委員(三角 巖君) あ、お答えいたしたいと思います。ま、監査請求が出た場合ということでもありますけれども、仮定の話であります。もし、出てきた場合にはですね、それはそれなりにいろんな調査をし、いろんな法的な根拠も調べながら、監査請求に対する回答はしていくということでもあります。

○議員(児玉 助壽君) 昨日でしたか、同僚議員の川上議員が、ま、監査についての何を質問されたら、まあ、地方自治法に精通しとるような答弁であったのですね、じゃかい伺ったっちゃけんど、執行部にええほうに解釈して監査請求は受け付けんこつなると思うわけですが。まあ、それから、これは、ええと、17ページの本ファンド事業、700万の予算をつけとるわけですが、当分これは、あの、今、キャンプとかに来とるわけじゃが、それに対応した事業って思うわけですが、この、今キャンプに来とる人たちが、この、町内の施設の利用度はどのぐらいになつとですか。それから、その、まあ、利用度が分かれば、費用対効果、経済効果が出てくると思うわけですが、そういう、その、費用対効果、経済効果をもって、この、ファンド事業活用するちゅう計画じゃったら、その、費用対効果、経済効果の何は出ると思わが、そこ辺は出とつとですか。

○総合政策課長(諸橋 司君) 児玉議員の御質疑にお答えをいたします。あの、川南町におけるスポーツキャンプの誘致の実績というか、そういうお尋ねだったかと思います。公式野球がですね、学生、社会人、それからソフトボールの社会人、学生、その他ですね、高校野球等もですね、本町に来ていただいております。一例を申し上げますと、これはあの、平成22年度の資料でございますが、茨城県からですね、住友金属鹿島製鉄所硬式野球チームがですね、2月の14日から2月の28日まで、滞在日数15日間、参加人員50名、延べ人員がですね、750名。で、住友金属鹿島製鉄所につきましては、平成17年度からですね、本町でキャンプをしていただいております。選手含め50名のですね、キャンプに要する費用、これあの、東京からの航空運賃も含めますけど、1,000万程度キャンプのほうで費やしておるということです。同じく大学野球でですね、平成22年度、神奈川大学がですね、同じく神奈川県から本町で12日間、延べ人数720名ですね、だから、ま、住友金属と同等ぐらいのですね、キャンプ費用は使われたんじゃないかと思っております。以上です。

○議員(児玉 助壽君) まあ、聞くところによると、高鍋町に宿泊してここを利用しよるちゅうなんもあると言うようなこっちゃけんど、まあ、人数ばかり、何して、その、宿泊率が何パーセントかも分からんようじゃつたらいかんけんど。まあ、この施設つくった場合ですよ、この、一過性のなんじゃつたら効果がないわけですが、まあ、10日か15日その、おってもらわんないかんわけですが。そんげなつとですね、やっぱ、最近おれは散歩しよつとやけんど、どこもそこ臭くてたまらんちゃが、そこ辺から整備していかな、この、こういう施設つくってん、キャンプする人がこれかい増えるか増えんかの問題になつてくつとやけんど。そこ、そういう点の環境整備面も、これ、力、これと同時に、力入れちていかならんと思うとやけんど、そこ辺のそこは環境整備面も含めた、

この、施設のあり方についてどう考えてるのか、伺います。

○総合政策課長(諸橋 司君) あ、口蹄疫復興対策運用型ファンド事業ですね、屋根付き多目的運動場整備を考えておりますけど、これはですね、キャンプばかりをですね、考えておりません。先ほどのですね、スポーツランド構想、それから、屋根付き多目的運動場ということでですね、あの、雨の日も、まあ、使えるということで、これにつきましては、長寿会のスポーツ、それからスポーツ少年団等にも利用できると考えております。で、交流人口のですね、増加を狙った事業でございます。で、以上です。

○農林水産課長(押川 義光君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。ええ、先ほどですね、お話があったようなことも、もう当然あるわけでございます。そういうことを受けまして、今回の25ページに記載させていただいております、畜産経営再開支援推進事業、こういうことを通じてですね、畜産環境の保全にも努めていく、また、環境対策課ともタイアップいたしまして、いろんな消臭効果のあるものをですね、使いながら、消臭に努めていながらですね、生産性を上げていくと、そういうような取り組みをしているところでございます。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 議案第70号の、24、25ページ、農林水産課関係ですけど、交付金51万円か、JA尾鈴ハウス部会かね、微生物農薬を使用した病虫害の駆除を行う事業に対し補助するてありますが、何人ぐらいが対象なのかということと、次のあの、19ページですかね、交付金の3,500万円のその養豚経営再開支援対策費として、県の補助を受けて、尿処理施設を改良または処置する農家に対し補助するって書いてありますが、どんなことをされるのか、具体的に教えていただきたいと思います。

○農林水産課長(押川 義光君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。まず1点目、51万円、みやぎエコ農業実践事業でございますが、対象者が11名でございます。提案理由でも御説明申し上げましたとおり、キュウリ農家11戸に対しまして、スワルスキーカブリダニというですね、天敵製剤を使いまして、キイロアザミウマという独特なですね、害虫がいるんですが、その退治を、そういう天敵製剤を使って退治するという取り組みを行うものでございます。これはあの、県単事業でございまして、歳入で県単51万円を受けまして、そんまんま団体に補助するという形をとっております。事業費の2分の1を県が補助するというものでございます。それから、もう1つ、畜産経営再開支援推進事業3,500万円でございますが、これにつきましては、川南町で養豚を再開するにあたりまして、どうしてもあの、尿処理施設がないという農家さんが14戸ございます。その中の2戸につきましては、大規模養豚農家でございまして、国の補助事業、口蹄疫復興基金というのを設立されまして、そのほうで2戸はカバーできました。しかしながら、12戸につきましては、国の事業に乗れないという状況がございましたので、県に要望しまして、県で補助をつけていただくという話ができて、それで、あわせまして、町の6分の1をつけまして、2分の1の補助を行って、この12戸の養豚農家の尿処理設備を整備するものでございます。新規の設置とあわせて、一部

だけ改善すればよいというところもございますので、この12戸で対応していこうということで、この金額を上げさしていただいております。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(濱本 義則君) 同じく、今の25ページでございます。6款2項3節ですね、あの、職員の手当の中で、一遍に、まあ、あの、かなり多額の時間外勤務手当が出てるわけですけども、これ、一遍にこれくらい出るということは、これは1年分なのか、それともなんか特殊な事業をおやりなのか、ちょっとその辺をお伺いしたい。

○農林水産課長(押川 義光君) 濱本議員の御質問にお答えいたします。時間外勤務手当の今回の提案でございますが、これにつきましては、現在あの、口蹄疫復興に取り組んでいる中で、次々と農家の訪問、あるいは補助事業の対応、そういうことを迫られております。現有の職員でずっと対応してきておりまして、プラス臨時職員等も配置しておりますけれども、それ以上に復興の対策をいろいろな形でですね、やる部分が多く、ま、こういうふうな追加になってしまったと、いうこととございます。以上でございます。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(米山 知子君) 議案第70号、一般会計補正予算の17ページ、2款総務費、総務管理費の項で、一般管理費の中の高鍋高校ラグビー部全国大会出場補助金10万円とあります。まあ、これは非常にあの、おめでたいことだと思いますが、ええ、ま、あの、毎回このラグビー、高鍋高校のラグビーの全国大会出場に対して補助金が出されております。で、確か、2年ぐらい前に、あの、社会、社会体育、生涯学習課のほうの全国大会出場での、ま、祝い金と言いますか、そういうのとあわせての考え方ということを、あの、常任委員会のほうでお話をしたと思いますが、また例年どおりの高鍋高、あの、10万円の補助ということで、総務管理費、総務の総務管理費の中で出てきておりますけれども、え、このことについての御説明を1点と、もう1つがですね、23ページ、4款衛生費、衛生1項衛生保健費、予防接種事業のうちの予防接種委託料616万4,000円で、補足説明の中で65歳以上の方への補助ということでした。で、私あの、昨日ちょっと病院を、あの、病院に行きまして、こうずうっと見ておりましたら、近隣町村、補助、高齢の方に対してのインフルエンザの補助を出しております。で、だいたい1,000円から1,500円。その中で1つ、あの、あれっと思いましたのは、生活保護世帯への補助が、例えば高鍋町の場合には、65歳以上の方への補助は1,500円で、川南町と一緒になんだったんですが、生活保護の方は無料と、高鍋町はなっておりました。で、川南町は、生活保護の方も1,500円、普通と変わらなかったんですね。でまあ、この辺、財政上の問題はあるとは思いますが、やはりあの、こういう予防接種というのは、1つが抜けましてもあんまり効果が、あの、ま、医療費ということを考えますと、やはり、いろんな可能性のある方、特に経済的に恵まれない方については、やはり補助をできるだけしてあげたほうが接種できるんじゃないかと思っておりますので、ま、このことについての説明をお願いいたします。

○総務課長(吉田 一二六君) 米山議員の御質問にお答えしたいと思います。高鍋高校のラグビー部関係の費用でございます。まずあの、近隣の状況を先に説明させていただきたいと思います。今回ですね、高鍋町が15名で50万の予算を、なんか計上されてるようでございます。それから、新富町が1名の14万4千円。それから、木城町が1名で、10万円。それから、都農町が1名の10万円ということで伺っております。今回、川南町のほうではですね、スポーツ大会出場報奨金の交付規定の中の、全国大会の報奨金ですね、これを参考にですね、1万5,000円×6名分ということと、隣接の町村の状況を見てですね、計上させていただいたところでございます。以上です。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) 米山議員の今の御質問にお答えいたします。御提案していますインフルエンザにつきましては、先ほどおっしゃいましたように、川南町民の場合、2,100円で、生活保護者については、無料ではございませんで、同じ額をいただくということにしております。ま、これについては、いろいろ議論はしてきたところなんですけども、現在あの、低所得者と生活保護者との垣根が、なかなか今、そんなにないというのが解釈の中でありまして、また、他町村の状況も見た中で、今後検討をしていきたいと思います。本年度につきましては、そういうことでお願いしたいと思います。以上です。

○議員(米山 知子君) あの、高鍋高校のラグビー部の全国大会の補助金については、まあ、確かに近隣町村との兼ね合いというのがありますので、まあ、10万円でもよろしいかなとも思いますけれども、やはり、全国大会出場というのは、どのスポーツに限らず、やはりそれなりの努力をした人たち、子どもたちが出場するわけですから、そういう意味では、やはり、平等性ということ、まず念頭に置いて考えていただきたいなと思います。それと、予防接種の件に関しては、生活保護でこういう65歳以上で、あ、生活保護の方っていうのは、何名ぐらいその、対象だったのかっていうことはカウントされましたか。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) 申しわけありません。65歳、だいたい実際、150人程度生活保護者がいると思いますけども、65歳以上の高齢者についてのカウントはちょっとやっております。申し訳ございません。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(川上 昇君) 議案70号ですね、川南町一般会計補正予算の30、31ページ。10款4項社会教育費のうちの13節委託料、雨漏り防水工事設計管理委託料320万というのがあるんですが、これ、説明の中では文化ホールというふうに説明がありましたが、補足説明書の中ではですね、来年度以降に行う文化ホール図書館雨漏り防水工事のためということになっておりますが、この図書館が入るのかどうか1点、それから、随分あの、設計料っていうのは高いもんだなというふうには思ってるんですが、この320万かけて来年度以降に行う文化ホールの補修の形がどのようになっているか、そこのとこの説明をお願いします。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) ただ今の川上議員の御質問にお答えいたします。まず、第

1 点目ですけども、雨漏り防水工事があの、図書館と明記されているということですが、まあ、明確には図書館とドームの間のエントランス、図書館にも付随するんですけども、その部分が入っております。で、もう 2 点目なんですけれども、この設計額がどのような範囲であるかということはどうですか、ドームの屋上防水工事と、屋上の、エントランスのガラス周りですね、この部分の約 4,000、今の試算では 4,100 万ぐらい想定しておりますけれども、それについての設計額であります。で、あと、残りの部分につきましては……。すいません。ドームの外壁、それから、耐用年数が高いと言われているステンレスとか、その部分についての残りの防水工事、ええっと、8,000 万ほどを計画しておりますけれども、それはあの、今の段階では設計としては考えておりません。

○議員（川上 昇君） せんだってですね、文化ホールに、現地を、文化ホールの現地を見させていただきました。ええ、ま、このようにしたらいいんじゃないかと何名かの議員でですね、話が出ましたが、様々なアイデアって言いますかね、補修の形があらうかとは思いますが、ま、その辺、どのように考えてらっしゃるかという形がまず聞きたかったのが 1 点。それから、来年度以降というふうに説明で表記されておりますけども、来年度分なのか、来年度以降、大方この分の雨漏りの補修をすれば、まず一通り完成だということまでを含んだ来年度以降との部分の 320 万かどうかというのを伺います。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） 再度あの、川上議員の質問にお答えいたします。え、工法としては、景観を度外視いたしまして、防水のみを追求する設計が十分検討できるように考えております。で、24 年度以降で言う、に行うというのに対しましては、先ほど言いましたように、23 年度以降に行いますのは、あ、24 年度です、すいません。申し訳ありません。24 年度に工事を計画しておりますけれども、24 年度以降にする部分については、先ほど申しましたように、文化ホールの屋上とエントランスのガラスの部分だけを考えておりまして、現在漏水があまり深刻でない部分については、設計としては考えておりません。以上です。

○議員（川上 昇君） はい、それでは、とりあえず差し迫った部分の雨漏りの補修の設計委託料かというふうに理解をしたところです。最後に 1 点伺いますが、あの、景観重視ということで段々がついておりますけども、文化ホールのあの雨漏りしている部分がですね、あそこ、我々が行きましたときに、1 つのアイデアとして、高いところから低いほうまで、長尺もので一気に下ろしたらどうかというような 1 つの案と言いますか、アイデアも出ましたが、その辺についてはいかがに、いかがな考えでしょうか、最後に伺います。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） 工事担当者とも、その点について、まあ、アイデアとしても実際そういうのができれば一番漏水がしない、防水に最適の工法だということで検討してまいりましたが、一体でかぶせるとなると、そのかぶせるものがもし軽量であったにしても、それを支える土台がかなりの重量の鉄筋とか必要でありまして、要するに構造的にそれはちょっと無理だということで、それぞれのところに屋根をつけて、今まで中に排水していたものを外に排水をするという工法で考えております。以上です。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(河野 幸夫君) 議案第70号、川南町、平成23年川南町一般会計補正予算(第5号)について、ええっと、23ページになります、3款民生費2項児童福祉費の1節、児童福祉総務費保育所移譲先選定委員会謝礼となっておりますが、これは何名で、名前を公表できるなら教えてください。それとですね、次の休日夜間保育事業、これ、夜間保育というのは何時ごろまでされるんですかね。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただ今の河野議員の御質問にお答えいたします。保育所移譲選定委員会の謝金につきましては、6名の4回分を考えております。選定委員につきましては、まだ決定しておりませんし、選定ということで、既に応募の期間に入っておりますので、名前の公表につきましては、慎重に考えさせていただきたいというふうに思っております。延長保育につきましては、ちょっと時間の確認はしてませんが、8時というふうに思ってます。ちょっと正確な確認をして、また御連絡いたしたいと思います。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(徳弘 美津子君) 議案第70号一般会計補正予算(第5号)のうち、10款教育費5項保健体育費3目学校給食費の需用費のことですが、まず、燃料費の60万、光熱水費の60万でことで予算計上されております。で、これはあの、学校給食はもう委託業務になっておりまして、委託先はかわったりもしておりますが、まあ、元々当初予算よりも、この予算が上がったことの経過ですね、あの、燃料費が上がったものなのか、それとも管理の仕方が変わることによって水道代とか電気代が上がってきたことなのかということ、ちょっと御説明をお願いいたします。

○教育総務課長(吉田 喜久吉君) 徳弘議員の御質問にお答えをいたします。まず、燃料費につきましては、昨年に比べまして、重油、軽油代とも値上げによる不足額の計上でございます。それから、光熱水費につきましては、まあ、主な要因としましては、生野菜等ですね、献立を増量しての洗浄とか、衛生管理面でのですね、強化ということで、昨年に比べまして十分な流水でのですね、洗浄とあと洗浄回数ですね、これを増やしたために、水道、電気代のですね、不足が予想されましたので、今回見込み計上ということで計上いたしました。以上です。

○議員(徳弘 美津子君) 野菜の洗浄で増えたということですが、まあ、あの、だいたい野菜を使う量っていうのが毎年そんなに大きく変わるものかどうかっていうのがちょっと分からないんですが、今年特別に生野菜を使う量が増えてきたことというところえ方でいいんでしょうかね。例えば委託先が変わることによって、管理の方法、例えばあの、場内の清掃方法で水がいたったとか、そういうことではなくって、野菜、単純に野菜加工するためのものの作業として、例年より生野菜が多かったということの考えでよろしいでしょうか。

○教育総務課長(吉田 喜久吉君) 徳弘議員のですね、御質問に再度お答えいたします。まあ、主な要因ということでですね、生野菜につきましては、まあ、昨年より献立の関係でですね、増えたというのは事実でございまして、まあ、あと、県のほうのですね、衛生管理面の指導というこ

ともありまして、十分な洗浄ということですね、多分そういったのが主な要因として増えたんじゃないかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、各所管事項別に、それぞれ所管の常任委員会に、議案第71号は、産業建設常任委員会に、議案第72号は、文教厚生常任委員会に、それぞれ付託します。

日程第14 議案第73号「国営造成施設管理体制整備促進事業(操作体制整備型)の事務の委託に関する都農町及び高鍋町との協議について」

を議題とします。これから、本議案について質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第15 議案第74号「教育委員会委員の任命について」

を議題とします。これから、本議案について質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから、議案第74号を起立によって採決します。本案に賛成の方は、起立願います。全員賛成であります。したがって、議案第74号「教育委員会委員の任命について」は、これに同意することに決定しました。

日程第16 選挙第 1号「川南町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」

を行います。現在の選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が、12月22日で満了する旨、選挙管理委員会委員長から通知を受けましたので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により選挙を行うものです。なお、定数は選挙管理委員会委員、同補充員ともに4名であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員には、【永田 雄三】君、【黒木 義敬】君、【木内フミ子】君、【大山 忠男】君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただ今指名いたしました【永田 雄三】君、【黒木 義敬】君、【木内 フミ子】君、【大山 忠男】君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員を指名いたします。第1順位【押川 文男】君、第2順位【原俊治】君、第3順位【永友 鐵雄】君、【市村 郁子】君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、議長が指名した方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただ今指名いたしました、第1順位【押川 文男】君、第2順位【原 俊治】君、第3順位【永友 鐵雄】君、【市村 郁子】君、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

ただ今、当選されました方には、議長から文書をもって当選の告知をいたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会いたします。皆さん、お疲れさまでした。

なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各常任委員会ごとの審査をお願いいたします。

午後2時38分閉会